

「債権を保全する」とは

さまざまな分野で、いわゆるビッグバンがすすめられている。

そのひとつである金融ビッグバンにより、金融それ自体が大きく変化しているが、変化しそにもないものもある。たとえば、債権保全である。

現在では、どのような債権にしる、回収を確保するために債権を保全しておくことは、常識と考えられている。与信を主要な業務のひとつとする金融機関ではましてそうであり、新任の貸出担当者は、まず債権を保全する方法つまり担保や保証について、厳しく教育される。その考え方は、最悪の事態つまり貸し倒れに備えることであり、より正確には貸し倒れが生じたとしても債権が回収できるようにすることである。

確かに、貸倒債権を回収することは難しく、多くのエネルギーとノウ・ハウが必要である。現時点で組織として債権回収ノウハウを最も備えているといわれる組織のひとつは、旧住管機構、現在の整理回収機構であろう。旧住専7社から政府が回収不能とした債権をも含めて引き受け、その回収に努めている機関であるという性格上、当然のことかもしれない。

整理回収機構の中坊前社長が最近出版された本によれば、債権の回収は手順が重要であるという。その手順を引用すれば、「まず債務者の状況を調べ、弱点をつかむ そのうえで「生かし」て取るか、「殺し」てとるか、基本的な方針をたてる そして、どれだけ取るのか目標回収額を決め、それに基づいて回収計画をつくり、具体的な実行に移る」。この表現だけをみると大変厳しいという印象をうける。しかし、「末野興産・・・のように・・・借りたら返すな」という債務者や資産の隠匿をはかるような者を相手にするのであってみれば、手順の間違いは回収額そのものに影響するという。このような悪質な業者に対する回収の考え方は、おのずと厳しいものになるのであろう。

ところで、手順に従っていればそれでよいのであろうか。氏が強調するのは決して手順だけではなく、回収の目的、ひいては組織の目的が重要であるという。とすれば手順は目的に即して考えなければならない、つまり回収の手順は、債務者の事情を十分に理解した上で、決められるということであろう。

そもそも債権を保全する目的は何であろうか。一次的には回収という経済的目的であろう。しかし、「貸出金の」保全であれば、貸し出した理由がより大きな目的といえるかもしれない。というのは、借入金の返済ができないということは、借入者が借入目的を達成できなかったことを意味するからである。

とすれば、組合員個人を対象とする金融を行う農協金融は、他の金融機関にもまして、借入目的の達成度合いを意識する必要があるのではないだろうか。ただし、保全という手順が無視されることがあってはならないことはいまでもない。

今回は、二つのビッグバンが農協金融に与える影響を取り上げた。

今月のテーマ

二つのビッグバンと農協

今月の窓

(株)農林中金総合研究所取締役調査第一部長 田中久義

農地担保金融の意義と金融の変化の観点から

農業貸出における債権保全措置の実態とその変化

田中久義 2

実務的解説・検討を中心に

会計ビッグバンと農協会計への影響 佐藤達夫 18

家づくりは山の窓口

談話室

“ 愉快的山仕事 ” 実行委員会代表・ライター

浜田久美子 16

本棚

青柳 斉 著 『農協の組織と人材形成』

内田多喜生 15

統計資料 38

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

農業貸出における債権保全措置の実態とその変化

農地担保金融の意義と金融の変化の観点から

〔要 旨〕

1. 金融取引，特に貸出取引において担保・保証によって債権を保全することが通常であり，農業金融の担い手としての農協貸出においても同様である。
2. 戦前の農業金融の特徴のひとつとして農地担保金融であったことが指摘されている。逆に戦後は農地法による農地売買の制限によって一時期農地担保金融の意義が薄れ，その後徐々に復活してきている。ただし，歴史的には農地の売買が制限されていた時期においても何らかの形で農地担保金融が行われていた。また，農業信用保証保険制度の導入により，いわゆる機関保証が普及している。
3. 農業金融における保証・担保については，既に実質的に所得担保になっているという見解や，融資機関である農協のリスク分散システムととらえる見方がある。現時点でも，農協金融の保全策は，農地（土地）担保が引き続き主流を占めている一方，保証については個人保証から機関保証への移行がすすんでいる。
4. 最近行われた調査結果によれば，資金種類によって債権保全内容に違いがみられる。農業近代化資金では「基金協会保証のみ」が，個人向け農林公庫転貸資金では「保証人＋担保」が，そして農協プロパー資金では両者の使い分けが主流となっている。このように依然として農協が行う農業金融において担保が占めるウェイトは高い。
5. 注目されるのは，営農貸越等において「保全なし」の割合が上昇していること，そして早期是正措置による自己査定の実施にともなって，リスクウェイトを考慮した債権保全が意識されつつあることである。保全なしは，金融の変化に適応するひとつの形であるともみられるのではないだろうか。
6. 農業金融の特徴のひとつと指摘されていた債権保全策にみられる変化が，市場と協同との調和への努力のあらわれといえるかどうかは，新たな世紀における農業金融を考えるうえでも注目しておく必要がある。

目次

はじめに

1. 農業貸出と債権保全

(1) 債権保全について

(2) 戦前の農業金融と債権保全

(3) 戦後の農業金融と債権保全

(4) 担保をめぐる論議

2. 調査結果にみる農業貸出と債権保全

(1) 農業貸出と農地担保

(2) 資金種類別の債権保全策（70年代）

(3) 資金種類別の債権保全策（90年代）

3. 債権保全策の今後

(1) 「保全なし」の意味について

(2) 早期是正措置と債権保全策

おわりに

はじめに

バブル崩壊以降、地価の下落が続いている。この地価の低下が金融、特に貸出に大きな影響をもたらしている。すなわち、借入者にとって地価の低下は信用力の低下つまり借入能力の低下を意味し、場合によっては既往の借入金について担保が不足する事態をもたらしているからである。一方、このことは、貸し手である金融機関にとっては保全不足を意味し、それが貸出金債権の質の劣化につながっている。

このような点で、土地担保による債権保全や、これを利用した金融方式そのものを見直す必要があるという指摘がある。しかし、今後とも間接金融が主流とならざるを得ないと考えられる個人金融においては、今後とも担保金融が大きな役割を果たすという見解もある。

本稿では、農協が行っている農業貸出について、これまでの調査結果を利用しながら、担保・保証についての動きを紹介するとともに、今後想定される動きについて取り上げてみたい。

1. 農業貸出と債権保全

はじめに、農業貸出における債権保全策について、歴史的な経過や論点を簡単に整理しておきたい。

(1) 債権保全について

金融機関が貸出を行う際に、何らかの債権保全策を講じることは、現在ではごく一般的なことであり、農協が行っている貸出についても同様である。個人との取引が主流である農協の貸出についての債権保全策は、具体的には担保をとることである。

ここでいう「担保」とは通常つぎのように理解されている。すなわち、「広義には将来他人に与えるかもしれない不利益ないし損害の補償となるものをいうが、狭義には、債務不履行に備えて債権者に提供さ

れ、債権の弁済を確保する手段となるものをいい、それには人的担保(保証)と物的担保の二つがある」(金融実務辞典)。このように担保という概念はかなり広いものである。

金融取引、特に貸出についての債権保全について貸し手である金融機関からみれば、担保は貸出金債権の回収可能性を高めるため、逆にいえば貸倒リスクに対する備えとして必要なものであり、まさしく債権を保全する措置ということになる。また、借入者からみれば、担保の提供は自らの信用力を補完する目的で行うものである。ここでいう信用力とは返済能力とほぼ同義と考えられる。

ところで、担保は法律적으로는人的担保と物的担保とに分けられる。人的担保の代表が保証であり、借入者以外の個人(機関)の信用力を引き当てとするものである。保証は、貸し手である金融機関が保証人からの弁済により回収可能となるという意味で、債権保全手段となる。物的担保は、借入者やそれ以外の第三者の不動産等を引き当てとするものであり、金融機関はその担保物を処分して債権を回収することが可能となる。

これら二つの方法は、いずれも最終的には「もの」の換金価値が引き当てとなっていることが共通している。なぜなら、保証は、法律上は保証人の信用力を利用して借入者のそれを補完しているという構成であるが、この保証人の信用力を裏付けるものが最終的にはその資産である。この意味で保証は、物的担保と同様に「もの」の換金

価値がその引き当てになっていると考えてよい。

(2) 戦前の農業金融と債権保全

では、農業金融、農業者に対する金融における債権保全は、歴史的にはどのようなものであったであろうか。これについて、本誌に掲載された論文等により、戦前、戦後にわけて概観してみたい。

まず、戦前における農業金融の最大の特徴は、農地担保金融であったことであるとされている。ここで想定されている戦前とは、明治期における銀行制度等近代的な金融の仕組みが確立された以降をさしている。

しかし、それ以前にもさまざまなかたちで金融が行われていたことが明らかにされている。たとえば、徳川時代にも農業者(農民)に対する金融があった。封建制のもとの永代売買禁止により、農地の売買は一切禁止されていた。しかし、現実にはさまざまな資金需要があり、それに対応する金融が行われていた。この貸借における債権保全策として利用されていたのが、いまでいう農地担保であり、一種の保証であった。具体的には農地が「質」物として貸し主に提供され、農産物の収穫(多くは小作料)を見合いに資金が融通された。また、借用証書上には、借入者と同一地域に住む有力者が「請(受)人」すなわち保証人として記載(注1)されている。これらの担保が厳密な意味で現在の担保・保証にあたるかどうかは別途の検討が必要であろうが、債権を保全する

という現在と同じ目的で利用されていたことは明らかである。

その後、明治期には地券制度の導入により農地担保金融が活発化し、勸業銀行や農工銀行等の設立により、農地担保という手法が一層普及していったといわれる。これら金融制度が整備された以降における農業金融の担い手は、上記の農業専門金融機関のほか、普通銀行、協同組織である産業組合、そして商人であった。これらが行う融資についての債権保全策の多くは、農地担保であった。

ここで産業組合が行っていた金融と担保の関係について、若干付け加えておきたい。なぜなら、産業組合は人的な結合体として対人信用が基本であると一般にいわれているからである。協同組織である産業組合の金融については、相互扶助、隣保共助の精神により行うものであり、そもそも組合員は担保物をもっていないため、無担保金融を基本とするとされていた。^(注2)

しかし、これをもって担保金融が完全に否定されていると考える必要はないように思われる。というのは、産業組合が行う金融をめぐる情勢やその条件が、無担保金融とせざるを得ない状況をもたらしていたとみられるからである。まず、上述した無担保金融の理由に端的に示されているとおり、借り手である組合員自身が「担保物をもっていない」状態にあったことがあげられる。加えて、多くの組合員は長期投資を行うことができる経営状態にはなく、生産物の販売によって返済する短期の資金需要

が大部分を占めていたことがあげられる。さらに、産業組合自体、資金量が不十分であったため長期的な資金需要に応えられる状況にはなかったことも指摘する必要がある。

現に、当時においても、より長期の信用供与が必要であることが指摘されている。例えば、中期信用(10年未満)は「無担保を原則とするも、信用なきときは、動産担保を必要とす。」、さらに10年超の長期信用については「原則として、不動産抵当。國の補助等がある場合に限り無担保とす。」とされている。^(注3)このように、少なくとも長期資金については有担保が原則であったことを見逃すことはできないように思われる。

(注1) 青木恵一郎『農業金融における保証担保の歴史の変遷』1969年5月、農業信用保険協会、保証保険研究シリーズ3。

徳川時代の流れを汲む明治6年1月の達示「地所質入書入規則」では、「金穀の借主(地主)より返済すべき証拠として貸主金主に地所と証文とを渡し、借主の作徳米の全部又は一部を貸主に渡し、貸主其の作徳米を以て貸高の利息に充候を地所の質入という」(第一条)と定められている。

(注2) 小平権一『産業組合金融』上、1936年10月、高陽書院、12頁。

(注3) 同上、上170~175頁、下1~9頁。

(3) 戦後の農業金融と債権保全

戦前との対比でみた戦後の農業金融の特徴は、農地法によって農地の商品価値が失われたため、農地担保金融の道が実質的に閉ざされたことにあるというのが共通の認識である。この考え方にに基づき、戦前型の農地担保金融を復活することが農業金融の活性化につながるという見解が多くみられる。これにともなってさまざまな具体策が

提言され、実施に移されている。

その典型的な例としてあげられるのが、1955年の自作農維持創設資金融通法の制定である。これにより1950年9月のポツダム政令に基づく政府の農地買取方式による金融が一步すすめられ、農地担保による融資の道がひらかれた。この流れはいわゆる政策金融によってさらに強められ、長期の農業資金は農地担保により行われることが通常の形である、との認識が借入者である農業者にも定着していったとみられる。

また、農業金融の債権保全措置に大きな変化をもたらした制度として、1961年に制定された農業信用基金協会法による機関保証制度の導入がある。この制度の目的は「農協系統が役割をになう近代化資金融資の円滑化」であった。加えて、「近代化資金以外の、農業者等の事業または生活に必要な『一般資金』も特定の範囲で保証の対象」とされ、「より広い農業の信用補完制度としての性格を当初から付与」^(注4)された。後に紹介する調査結果でも明らかのように、この制度による機関保証は農協貸出における債権保全措置として定着している。その背景として、農村社会の変化や相保証の弊害による保証人のなり手の減少等が指摘されている。

農地担保は、その後も制度資金や農協ブローカー資金における通常の債権保全策として利用され、今日にいたっている。農協貸出においては、組合員である農業者の変化にともなって農業資金のウェイトが低下し、農地以外の不動産を担保とする貸出が

増加しているが、不動産担保という形は変わってはいない。

以上の流れを簡単に整理すれば、農業融資における債権保全は、農地の売買が禁止ないし制限されていた時期においても、さまざまな形で農地を担保として行われてきた。また、保証については、封建的な身分制度に基づく保証から、個人の信用力をベースとする保証へと変化した。これに、協同組織は対人信用を重視するとの考え方が加わり、この変化が一層すすんだ。しかし、農村社会の変化、相保証等の弊害や借入者の考え方の変化などにより、この保証も個人保証から機関保証へとさらに変化する流れにある。

(注4) 『農業信用保証保険制度30年史』1998年3月、農林漁業信用基金、3頁。

(4) 担保をめぐる論議

農地担保金融をめぐるのは、およそ二つの観点から論議された経緯がある。ひとつは、1960年代にかけて多くみられる、農地担保金融の導入が農業金融の活性化につながるかどうか、をめぐるものであり、もうひとつは70年代以降に多い、融資機関としての農協のリスクの観点から担保を考えるものである。

前者については二つの主張があった。ひとつは、当時の農業貸出をめぐる状況は、担保問題以前の状況にあるとの論である。例えば川野は「土地担保問題についての基本的な問題はこれによって得られる信用が果たして十分に生産的に機能しうるや否や

(中略)ということに帰する」とし、「担保問題が問題となり得るような客観条件の調整，すなわち投資条件そのものを人為的制限から開放する」ことが必要であり、「投資の自由なくして如何なる金融的投資もありえない」と主張した。^(注5)

もうひとつは，農地担保は借入農家の信用力を間接的に補強するものではあっても，それ自体信用量の流れを直接規制するものではないとの論である。例えば，佐伯は「重要なことは，現在の農業金融の構造のなかでは，農地担保という個別的・具体的な信用補強物件をもたなくともすむような形が，いわば体制的にでき上がっているという点である」とし、「こうしたなかでなされている農業金融は，制度金融にせよ，系統金融にせよ，事実上，いわば農家の収益力を担保にしてなされているといっている」と主張している。農地担保金融の意義は「基本的にはすでに過去のものとなりつつあるといっているのではないだろうか」として^(注6)いる。

また，貸出についての「リスク」の観点から担保を考えるものとして，次のような見解がある。例えば玉城は「融資機関である農協は，濃密な人間関係を基礎とした個人保証を，リスク転嫁の重要な手法としてきたし，土地粘着度の強い農村(あるいは日本社会全体というべきかもしれない)で『農地担保』が債権保全のシステムとして極めて強力であると考えられてきた。後者の場合，とくに，地価の高騰期待が，それなりの共通認識である場合，合理的基礎をもつ

ていたと考えることができるであろう」と指摘している。^(注7)

さらに，玉城は，担保・保証を含む農協の金融リスク分散システムは「協同組合金融が内部にもっている複雑な現実的葛藤を，金融的手法によって，どのように解消してゆくかという努力の結果だと考えなければならぬ」とも指摘している。

以上の見解は，次のような課題を提示していると思われる。第一は，農業金融が農家の収益力を担保にしているといえるか，言い換えれば，農地担保の意義は失われたのか，ということである。第二は，協同組合と市場という二つの軸において金融的な手法がどのように働いているか，である。これらについては，本稿の最後で若干検討してみたい。

(注5) 川野重任「土地担保金融の諸問題」本誌1950年7月号

(注6) 佐伯尚美「戦後における農地担保金融の展開とその問題点」本誌1963年9月号

(注7) 玉城哲「農業金融におけるリスクについての一考察」『農業信用保険』1983年1月号

2. 調査結果にみる農業貸出と債権保全

農業貸出における債権保全策をめぐる経緯や論点は，およそ以上のとおりである。ここでは，これまでに行われた各種調査結果を利用して，改めて農協が行っている農業貸出における債権保全策の動向を確認してみたい。

(1) 農業貸出と農地担保

戦後間もない時期である1950年代における農業金融やその担保の状況を確認できる唯一ともいわれる調査として、(財)農村金融研究会が行った「全国農山漁村金融事情調査報告」がある。1956年に行われた第6次調査の結果によれば、全農家戸数約610万5千戸のうち農地担保による借入金のある農家戸数は、推計で約27万3千戸、4.5%であった。同じく借入金額ベースでみると、総額2,331億7千万円のうち244億9千万円が農地担保の借入金と推定されており、全体の10.5%を占めていた。

これを借入先別にみたものが第1表である。みられるとおり、戸数、担保農地面積、金額のいずれでみても農協が約50%を占めており、ついでその他の金融機関や個人その他がほぼ同じ割合を占めている。このように、少なくとも農地担保貸出における農協のシェアは50年代半ばですでに過半に達している。

以上の結果では、農地担保の割合は金額ベースでも約1割でしかない。残りはどのような保全が行われていたのであろうか。時点は異なるが、農林中金が行った調査に

第1表 借入先別農地担保負債の状況(1956年)
(単位 戸,町歩,百万円)

		農協	その他 金融機関	個人 その他	計
実 数	戸数	132,311	62,197	78,759	273,267
	面積	50,104	26,037	24,054	100,195
	金額	12,566	6,215	5,707	24,489
構 成 比	戸数	48.4	22.8	28.8	100.0
	面積	50.0	26.0	24.0	100.0
	金額	51.3	25.4	23.3	100.0

資料 (財)農村金融研究会第6次「全国農山漁村金融事情調査報告」

よりある程度明らかにすることが可能である。1961年に行われた「昭和36年農協信用事業実態調査」によれば、対象141農協の普通貸付金残高(総残高から農林公庫資金、農業近代化資金の残高を控除したもの)は3億8,200万円であった。これを保全形態別にみると、「無担保」が61%、「貯金担保」が14%、「その他担保」が25%であった。この結果をもって農協が行う貸出は、無担保や貯金担保が主流であったとされている。

しかし、これを長短別にみると様相はかなり異なる。総残高3億8,200万円のうち短期が2億9,900万円(78%)を占めており、長期資金は22%に過ぎない。そこで「その他担保」の割合を長短別にみると、短期資金では17%、長期資金では52%であり、先の割合は残高ウェイトの大きい短期資金の保全策を反映したものであることがわかる。逆にいえば、長期資金では担保・保証等の「その他担保」の利用が多かったのである。

このように、長短別に保全策が異なっていることは、リスクの観点からはいわば当然のことである。とすれば資金種類によってもリスクが異なることから、資金種類別にも保全策を確認しておく必要がある。

(2) 資金種類別の債権保全策(70年代)

そこで、資金種類別にみる債権保全策の状況について紹介しておきたい。

まず、農業信用保証保険制度が導入され10数年が経過し、定着したとみられる1970年代における農協の農業貸出についての債

第2表 農協の保証・担保徴求状況

(単位 %)

	当座(営農)貸越	短期貸出(除く貸越)	普通長期	農業近代化資金	農林公庫資金
保証・担保なし	23.8	20.0	4.4	4.0	0.5
保証人のみ	70.4	81.9	62.5	50.7	71.6
担保のみ	30.8	46.0	32.3	8.3	9.1
協会保証のみ	-	4.2	6.6	26.2	-
保証人+担保	45.4	74.4	85.7	29.5	65.5
保証人+協会保証	-	10.7	21.5	69.8	-
担保+協会保証	-	2.3	5.4	8.7	-
保証人+担保+協会保証	-	5.1	19.7	25.0	-

資料 1974年度第2回、75年度第1回「農協信用事業動向調査」
(注) 複数回答。

権保全策の状況である。

第2表は、当総研の前身である農林中金調査部が1974、75年に行った農協信用事業動向調査の結果から作成したものである。なお、回答は複数回答であり、出現率の高低は、それをやっている農協が多いことを示している。また、農協貸出における債権保全手段として保証(個人、基金協会等の機関)、担保(不動産中心)およびその組み合わせが既に確立した時期であり、このことは現在と全く同じである。

まず、短期資金についてみることにしたい。短期の農業資金需要に対応する当座(営農)貸越の保全策は、「保証人のみ」が最も多く、ついで「保証人+担保」であり、「保証・担保なし」は約24%と低い。このことは貸越を除く短期貸出においてもほぼ同様である。このように短期貸出における債権保全策は「保証人のみ」と「保証人+担保」が主流であり、担保・保証なしの割合が低いという点で、先に示した1961年の調査結果とはかなり異なっている。

次に、長期資金の債権保全策である。まず、農業近代化資金では、「保証人+協会保証」が約7割と最も多く、「保証人のみ」が

約5割で続いている。農林公庫資金(転貸資金)では、「保証人のみ」と「保証人+担保」が約7割でこの二つに集中している。また、農協ブローカー資金である普通資金では、「保証人+担保」が最も多く、ついで「保証人のみ」

が約6割強となっている。

これらの結果により、つぎの諸点を特徴として指摘することができよう。

第一は、期間による保全策の違いがほとんどみられないことである。すなわち、短期資金においても、長期資金においても「保証人のみ」「保証人+担保」が債権保全策の中心となっているのである。この要因としては、先に引用した玉城の見解があてはまると思われる。

第二は、長期資金の中では、農業近代化資金で「担保+協会保証」の割合が高いという特徴があることである。これは、農業信用保証保険制度の狙いが実現しているともみられるが、一方では、「保証人のみ」とする農協の割合が、「協会保証のみ」とする農協のそれを上回っており、依然として個人保証が重視されていることを示している。なお、農林公庫資金について「保証人のみ」とする割合が高い理由については、つぎの項で明らかにしたい。

(3) 資金種類別の債権保全策(90年代)
つぎに、資金種類別の債権保全策がどの

ように変化したかを、平成7～9年度にかけて(財)農村金融研究会が行った調査結果に(注8)より確認してみたい。

(注8)「農業金融における担保・保証人の徴求動向調査」(財)農村金融研究会、調査資料No.199

a. 農業近代化資金

資金種類と債権保全手段との対応状況についての調査結果をまとめたものが第3表である。なお、大まかな傾向を把握するため、各年度における出現率上位2項目に色網掛けを付した。

制度資金のうち系統資金を原資とする近

代化資金の債権保全方法は、各年度とも「基金協会保証のみ」とするものが最も多く、ついで「保証人+基金協会保証」という順であった。各年度の出現率はほぼ同水準で安定している。

このように農業近代化資金の債権保全は、基金協会の保証に依存している農協がきわめて多いことが特徴であり、前項に示した結果とは大きく異なる点である。ちなみに農林漁業信用基金が隔年ほぼ悉皆で行っている「農協の保証利用状況」調査結果によれば、残高ベースの保証依存率が80%以上であるとする農協の割合は66%に

第3表 資金種類別債権保全策

(単位 組合, %)

	調査年度	制度資金		プロパー資金				
		長期		長期	短期		(参考)農業外資金	
		近代化	公庫転貸	普通長期	普通短期	営農貸越	一般生活	農外事業
残高有り農協数	7	207	159	172	143	156	194	173
	8	242	208	203	150	135	228	197
	9	234	199	190	130	137	208	188
保全なし	7	1.9	0.6	6.4	15.4	13.5	8.2	1.2
	8	2.5	3.8	8.4	10.0	15.6	9.2	7.1
	9	6.4	4.5	11.1	16.2	21.9	10.6	9.6
保証人のみ	7	30.9	60.4	59.9	65.0	54.5	59.3	41.0
	8	37.2	56.7	60.6	67.3	67.4	61.4	36.5
	9	32.9	60.3	54.7	66.9	70.8	60.1	39.9
担保のみ	7	7.7	11.9	39.0	31.5	21.2	35.6	33.5
	8	5.4	11.1	33.0	29.3	18.5	35.1	34.0
	9	5.6	9.0	36.3	37.7	17.5	36.5	31.9
基金協会保証のみ	7	72.9	20.8	36.0	17.5	39.7	48.5	22.0
	8	72.3	23.1	43.8	21.3	0.0	37.3	18.8
	9	78.2	18.1	38.9	16.2	0.0	41.8	18.6
保証人+担保	7	21.7	37.1	80.8	60.1	35.3	75.3	85.5
	8	24.8	41.3	82.3	65.3	49.6	75.4	84.3
	9	16.7	40.2	83.7	60.8	46.0	77.9	86.7
保証人+基金協会保証	7	58.9	29.6	30.8	13.3	9.0	32.5	19.1
	8	55.0	24.0	36.9	15.3	0.0	29.8	20.8
	9	60.3	29.1	35.3	7.7	0.0	34.1	20.7
担保+基金協会保証	7	30.4	11.9	29.7	7.0	7.1	23.2	25.4
	8	25.2	13.0	27.1	12.0	0.0	21.1	27.4
	9	28.2	13.1	27.9	6.2	0.0	22.1	25.0
保証人+担保+基金協会保証	7	29.5	15.1	29.1	9.8	5.1	21.1	30.1
	8	31.4	13.9	22.7	9.3	0.0	17.5	28.4
	9	35.5	13.1	25.3	6.9	0.0	20.2	27.1

資料 (財)農村金融研究会「平成9年度農業金融における担保・保証人の徴求動向調査」

(注) 第2表に同じ。

達し、すべて協会保証とする組合も3割を超えている。

このような基金協会保証の利用度の高さは、次のような理由が考えられる。一つは、前述したとおりそもそも基金協会保証が近代化資金の円滑な融通という観点から制度化されたということである。二つには、近代化資金が農協金融に定着したことにより、貸付にあたって基金協会保証を付すことをルール化している農協が多いと考えられることである。要は、制度の定着が基金協会利用につながっているとみられる。

b. 農林公庫転貸資金

次に、農林公庫転貸資金についての債権保全状況である。政府資金を原資とする公庫転貸資金では、近代化資金とは異なる債権保全パターンを示している。すなわち、最も多くあげられたのは各年度とも「保証人のみ」であり、ついで「保証人+担保」となっている。

公庫転貸資金の保全手段として「保証人のみ」が多いという結果は、一般にいわれている公庫資金＝農地担保資金という認識とはかなり異なる結果である。この理由として考えられるのは、土地改良区等の団体への基盤整備資金の貸付を含めて回答しているのではないかということである。基盤整備資金貸付では団体役員の個人保証を徴求するのが通例であり、その結果「保証人のみ」をあげる農協の割合が高くなっていると推察される。ちなみに、公庫業務統計によって基盤整備資金の件数残高をみる

と、単位農協は約9万2千件であり、そのうち大部分が農協転貸と考えられる団体営が3万9千件、1農協当たり約18件に達している。

このように考えると、個人向け貸付にしぼってみれば、公庫転貸資金の債権保全手段は、「保証人+担保」が中心であると考えてよいように思われる。この結果は先に紹介した農協信用事業動向調査の結果とほぼ同様である。

c. 農協プロパー資金

農協プロパー資金の保全方法には、農業・農業外を問わず共通のパターンがみられる。それは、どの資金においても「保証人のみ」と「保証人+担保」の二つが上位にあることである。

唯一の例外は、平成7年度において営農貸越の保全方法の第二に「基金協会保証のみ」があがっていることである。しかし、これは営農貸越のなかに営農ローンが含まれて回答されたことによるものとみられ、除外して差し支えない^(注9)。とすれば、7年度調査における営農貸越の債権保全方法は他の資金種類と同じであったとみることができる。

普通長期を中心とするプロパー資金貸出における債権保全方法は、大枠としては以上のとおりであるが、いくつかの特徴点を指摘することができる。ひとつは、長短別の違いであり、もうひとつは制度資金との対比で見ると保全手段が多様であることである。

第一に、長短別の違いである。普通長期では「保証人+担保」とする割合が高く、短期資金では「保証人のみ」の割合が高い。貸出期間が長期になればなるほど、貸し倒れ等のリスクは高くなると考えられており、いわば金融のセオリーどおりであるといえる。

第二に、保全手段が多様である点である。これは、制度資金においては出現率が一けたの保全方法が散見されるのに対して、プロパー資金、特に普通長期では、各保全手段の出現率がおおむね20%から40%となっていることにあらわれている。

この背景としては、制度資金については貸付窓口となる農協の裁量の余地が比較的小さいとみられること、プロパー資金は、その地域の経済環境(農業事情、地価、兼業状況等)、借り手の意思、農協の債権保全の姿勢などが比較的良好に反映されることが指摘されている。特に第二の点は金融機関として重要と思われる。というのは、基本としての保全パターンをもちつつ、借入者の状況に応じて対応した結果が、多様な保全手段の採用につながっているとみられるからである。

(注9) 前掲第2表に示した営農ローンを除外して調査した8・9年度の結果は、営農貸越の保全手段が他の資金種類と同様であり、この指摘は正しいと思われる。

3. 債権保全策の今後

資金種類と債権保全策との関係については、今後とも変化することが想定される。

そこで以下では、このような保全手段の今後に影響を与えると思われる点をいくつか指摘しておきたい。

(1) 「保全なし」の意味について

第3表に示した調査結果のなかで、今後の債権保全策の変化をもたらす可能性があるものとして注目される点のひとつは、「保全なし」とする割合が年度をおって上昇していることである。例えば、各資金のなかで最も出現率の高い営農貸越についてその状況を見ると、平成7年度に13.5%であったものが、8年度は15.6%、9年度では21.9%にまで上昇している。この水準は、第2表に示した1975年調査にほぼ近い。これはどのように考えておくべきであろうか。

ひとつは、営農貸越の残高があるとする組合が回答組合の5割強、137組合と少ないため、比率が高いとしても必ずしも実態を示しているわけではない、という見方である。しかし、「保全なし」とする組合数が例えば北陸で10組合あり、そのうち件数でも金額でも「保全なし」が最多であるとする組合が7もあることや、債権保全策について内部基準を設けている組合が多い実態等からみて、見過ごすことはできない動きであると思われる。

もうひとつの見方は、営農貸越の性格に関するものである。営農貸越は、農家組合員の短期的な資金需要に応える簡便な与信方式であり、基本的には農産物販売代金で決済される。このような性格上、農協は与信先すなわち組合員の営農内容や収入が把

握できることを前提に、限度額を設けて対応することが多い。とすれば、農産物代金が捕捉できれば返済が可能という意味で保全は必要ではなく、むしろ農家の所得それ自体が担保であるといえる。

(2) 早期是正措置と債権保全策

現に行われ、今後とも農協の貸出金の債権保全策に影響を与える可能性があるものとして、早期是正措置対応の結果としての債権保全策の見直しがある。

早期是正措置は、いうまでもなく日本版金融ビッグバンの一環として平成10年3月末決算からすべての金融機関に適用される。これにともなって、すでに系統農協では資産、特に貸出金の自己査定を行うとともに、自己資本比率の維持対策に取り組んでいる。

この早期是正措置は、二つの面から農協の貸出金の債権保全策に影響を与えられられる。

第一は、保全方法によってリスクウェイトが異なるため、自己資本比率維持が必要な組合ほどリスクウェイトが低い保全策を重視せざるを得ないと考えられることである。たとえば、基金協会保証付債権のリスクウェイトは0%、抵当権付住宅ローンのそれは50%であるから、自己資本比率を意識すればするほど、基金協会保証の利用を考えざるを得ないことになる。ただし、大部分の農協が自己資本比率基準を問題なくクリアしている現状では、直ちに動きにつながるとは考えにくい。むしろ、このよう

なりスクウェイトの考え方が定着するにつれて、今後の保全策の考え方がどのように変化するか、注目される。

第二は、自己査定の結果として分類された貸出債権についての保全見直しが求められることである。最近の農協信用事業動向調査の結果でも、自己査定の結果、新たに担保を徴求したケースがあるとする農協がみられる。この自己査定は、自主的な担保の再評価が必要であり、例えば担保農地の処分見込額は、組合の評価額の60%とされている。このような方式が定着すればするほど、今後の担保掛目や担保物件の選択に影響を及ぼす可能性があるろう。

おわりに

本稿を終えるにあたり、先に設定した二つの課題について、筆者の考えを述べてみたい。

まず、農業金融、その担い手である農協金融において、農家の収益力を担保としているか、についてである。調査結果では、制度資金においても農協プロパー資金においても、依然として農地(土地)担保が重要な役割を果たしている。個人である農業者、組合員が資金を借り入れた場合の返済財源は、いうまでもなく一次的にはその所得、収益力である。その上で担保などの保全策が必要とされる理由は、やはりリスクの有無に求められる。したがってリスクがある以上は、今後とも担保等の保全措置は必要であろう。これとの関連で、前項で指

摘した短期資金ではあるが営農貸越について「保全なし」という農協が増加していることは、農業者の信用力の変化を農協が評価したという観点で注目すべきではないだろうか。

つぎに、協同組合性と市場性とを実際的に調和させる方向に農協金融が働いているかどうか、である。これについては今回紹介した調査結果によって検討材料が得られ

たわけでは必ずしもない。しかし、早期是正措置という金融上の制度変化によって農協金融における債権保全策が変化することが容易に想定される現在、重要なことは、その変化の内容がどのようなものであるかを明らかにすることであろう。その意味で「保全なし」の意味について、さらに検討を深める必要があり、今後の課題としたい。

(田中久義・たなかひさよし)

会計ビッグバンと農協会計への影響

実務的解説・検討を中心に

〔要 旨〕

1. 企業会計、ディスクロージャー制度について「会計ビッグバン」が進められている。
会計ビッグバンにより、連結財務諸表中心のディスクロージャー制度への転換をはじめとして、退職給付(企業年金)の会計基準、研究開発費の会計基準、キャッシュ・フロー計算書の作成基準、税効果会計の導入、金融商品の時価評価の導入など、新しい会計基準が今後2～3年のうちに導入される。
2. 新しい会計基準の導入は、わが国の企業会計に次のような変化をもたらす。第一に、個別決算から連結決算重視への転換であり、第二に、取得原価主義から時価主義への移行である。第三は、キャッシュ・フロー情報の重視であり、第四は、財務諸表の比較可能性の向上である。
3. 新しい会計基準は企業経営に大きな影響を与えることになる。新連結財務諸表制度では、実質基準の導入により連結範囲が拡大し、グループ企業全体の真の財務内容が開示されるため、企業はグループ企業の見直しを迫られる。キャッシュ・フロー計算書の導入によって企業の評価基準が大きく変わり、キャッシュ・フローを重視した経営の実践を経営者に迫るものとなる。税効果会計の導入は、経営者に有税無税にとらわれず思い切った損失処理を促すほか、投資家も国際的な企業間比較が可能となる。退職給付の新基準では、企業の「隠れ債務」が顕在化することとなり、財務的な対応ばかりでなく、人事制度全般にまで踏み込んだ対応を迫るものとなる。
4. 会計ビッグバンの波は、農協会計にも押し寄せてきている。新基準に基づく連結決算制度が99年3月期から信用事業を営む子会社等について導入されたほか、税効果会計もすでに導入が可能となっている。退職給付の会計基準も、いずれ導入される見込みである。
5. 信用事業に限らず、連結決算や連結経営という考え方は、農協の経営や実務において今後重要となっていくであろう。税効果会計はまだ未実施の農協も多く、適用初年度の利益押し上げ効果をリストラ・内部留保の財源として活用することが期待される。退職給付会計の導入は、農協においても積立て不足の問題を表面化させることが予想されるが、退職給付債務の計算が大きな事務負担・コストのかかるものになるかどうか、積立て不足の償却負担がどの程度収支に影響を及ぼすものになるかがポイントとなる。
6. 金融ビッグバンに加え、会計ビッグバンが進むことにより、農協が市中金融機関や企業と同じ基準で評価されていく面が強まる。これにより、農協においても健全性を意識した経営、透明性の高い経営が従来以上に求められるようになる。

目次

はじめに

1. 会計ビッグバンの概要

- (1) 国際会計基準の採用
- (2) 新会計基準のポイント
- (3) 新会計基準導入のスケジュール

2. 連結財務諸表制度の見直し

- (1) 個別決算中心から連結決算中心へ
- (2) 連結範囲の拡大
- (3) 連結財務諸表のあらまし
- (4) 変わるグループ経営

3. キャッシュ・フロー計算書の導入

- (1) 第三の財務諸表としての位置づけ
- (2) キャッシュ・フロー計算書の意義
- (3) キャッシュ・フロー重視の経営

4. 税効果会計の導入

- (1) 連結、個別ともに本格的導入

(2) 税効果会計とは

- (3) 税効果会計導入の必要性
- (4) 経営者、投資家に有効なツール

5. 退職給付会計

- (1) 企業の「隠れ債務」が顕在化する
- (2) 負債の時価主義会計
- (3) 新基準対応は重要な経営課題

6. 農協会計への影響

- (1) 信用事業子会社への連結決算の導入
- (2) 重要性を増す農協の連結経営
- (3) 税効果会計の前倒し適用は2割
- (4) 過年度税効果をリストラ・内部留保に
- (5) 退職給付会計も導入の見込み
- (6) 現時点で考えられる退職給付会計の

適用内容

おわりに

はじめに

21世紀を前に、わが国の経済社会システムの見直しが進められている。企業会計、ディスクロージャー制度についても、最近、ハイペースで見直しが進められている。ここ数年の間に、連結財務諸表中心のディスクロージャー制度への転換をはじめとして、退職給付(企業年金)の会計基準、研究開発費の会計基準、キャッシュ・フロー計算書の作成基準、税効果会計の導入、金融商品の時価評価の導入など、わが

国の会計制度を大幅に見直す改革が矢継ぎ早に進められている。まさに「会計ビッグバン」というにふさわしい大改革である。

会計ビッグバンによって導入される新しい会計基準により、企業の財務諸表は劇的に変わることになり、企業は急ピッチでの対応を迫られている。会計ビッグバンによる影響はそればかりではなく、企業の経営に対しても、非常に大きな影響を与えることになる。

会計ビッグバンの波は農協会計にも及んできている。これまで農協会計にはなかったような新しい考え方や処理が導入され、

企業同様それへの実務的対応が急がれる状況になってきている。

本稿では、まず、会計ビッグバンによって導入される一連の新しい会計基準について実務的な面を中心に解説し、企業経営に与える影響を考察する。後半において、会計ビッグバンが農協会計にどのように導入されていくのかについて実務的な面を中心に概観し、その影響について検討してみた。なお、誌面の都合上、金融商品の時価会計については割愛していることをお断りしておく。

1. 会計ビッグバンの概要

(1) 国際会計基準の採用

会計ビッグバンの背景には二つの要因がある。第一は、金融ビッグバンである。金融ビッグバンによって、これまでの事前的行政規制からルール主導による市場原理へと移行を図るためには、企業活動のインフラともいえる会計制度を整備する必要がある。

第二は、会計基準の国際調和化の流れである。企業活動のグローバル化に伴い、各国間の会計基準の差異が問題となりつつある。こうしたなかで、国際会計基準(IAS)を主軸とする会計制度の国際調和化が急速に進みつつある。^(注1)一連の新会計基準導入は、この流れに沿って、会計基準のグローバル・スタンダードである国際会計基準(IAS)をわが国の企業会計制度のなかに全面的に採用しようとするものである。

わが国が取り入れようとしている国際会計基準(IAS)の特徴をひとこと言えば、それは投資家重視である。すなわち、国際会計基準(IAS)は投資家が意思決定するのに必要な情報を提供することを重視しているのである。

(注1) 国際会計基準(IAS)とは、各国の職業会計士団体の国際組織である国際会計基準委員会(IASC)が作成する会計基準である。IASCは民間団体であり強制力を持たなかったが、各国の証券監督当局(政府機関)の国際組織である証券監督者国際機構(IOSCO)が、IASCのIAS作成を全面的に支持する方針を表明したことから、IASは世界的に通用する会計基準としての権威付けを得ることとなった。IASCでは、一連の会計基準(コアスタンダード)の作成を1998年末までに一通り完了し、IOSCOはこれを承認する手続を進める見通しである。なお、IASCのIAS作成をめぐる動向等については、本誌97年3月号「会計制度の国際基準への移行を巡る動き 金融機関の時価会計導入を中心に」(荒巻浩明)を参照されたい。

(2) 新会計基準のポイント

投資家重視の会計基準を採用することにより、わが国の会計基準は従来のものからどのように変化するのであろうか。そのポイントは、次の四つに整理される。

第一は、個別決算から連結決算重視への転換である。近年、企業活動はグローバル化するとともに、子会社化、分社化、買収などにより、事業領域を大幅に拡大している。投資家は、個別決算だけを見ていたのでは真の経営の姿を把握することができなくなっている。

第二は、取得原価主義から時価主義への移行である。投資家が重視するのは、企業の現在の価値であり、時価である。かくし

て、退職給付の新会計基準や金融商品の時価会計が導入された。

第三は、キャッシュ・フロー情報の重視である。企業の時価は、将来キャッシュ・フローの現在価値であるとの考え方によれば、キャッシュ・フローの情報は投資家の意思決定に有用な情報である。かくして、キャッシュ・フロー計算書が導入された。

第四は、財務諸表の比較可能性の向上である。投資家は、もはや一国にとどまらずグローバルな投資判断を行うようになってきている。そうなれば、財務諸表の国際的な比較可能性が要求される。今回、国際的に採用されている税効果会計も導入された。

(3) 新会計基準導入のスケジュール

新しい会計基準の実施スケジュールは第1図のとおりであるが、すでに前倒し適用が認められている項目もあり、今後2～3年内のうちに導入が進められることとなっている。

第1図 新しい会計基準の実施スケジュール

	1999年 3月期	2000年 3月期	2001年 3月期	2002年 3月期
連結財務諸表	----->			
連結キャッシュ・フロー計算書	----->			
研究開発費			----->	
退職給付(年金)会計				----->
税効果会計	----->			
金融商品の時価会計 (その他有価証券以外)			----->	
(その他有価証券)				----->

資料 筆者作成

(注) 1. : 前倒し適用可能, : 猶予規定あり、 : 全面適用
2. (その他有価証券) には、いわゆる「持ち合い株式」が含まれる。

2. 連結財務諸表制度の見直し

(1) 個別決算中心から連結決算中心へ
連結財務諸表は、わが国では1978年3月期決算から導入されていたが、単独決算による業績判断が中心で、連結決算はなじみが薄く、あまり重視されないものであった。

しかし、近年、子会社などを通じた経済活動の拡大、海外における資金調達活動の活発化はもとより、わが国企業の多角化・国際化が急速に進展し、さらには、わが国証券市場に海外投資家の参入が増大してきたことなどによって、投資家情報としての連結情報に対するニーズと重要性が高まってきた。

このような状況を背景に、企業会計審議会(大蔵大臣の諮問機関)は97年6月「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書(以下「連結意見書」という)」を公表し、これに

よって22年ぶりに「連結財務諸表原則」も改訂され、わが国の連結財務諸表制度はドラスティックに変革されることになった。新しい連結財務諸表制度は、2000年3月期決算から本格的に実施される。

新しい連結財務諸表制度のポイントは次のとおりである。

従来、個別決算が主で連結決算が従たる位置づけにあったが、これを連結決算が主で個別決算が従たる決算書に改める。

連結キャッシュ・フロー計算書，連結中間財務諸表を導入する。

子会社，関連会社の判定基準を，従来の「持ち株基準」から「支配力基準」「影響力基準」に改め，連結範囲を拡大する。

税効果会計を全面的に適用する。

(2) 連結範囲の拡大

今回，連結対象子会社等の判定基準が，形式基準である「持ち株基準」から「実質基準」に改訂されることにより，経営の透明度が向上することが期待されている。

従来の「持ち株基準」では，連結子会社の範囲は持ち株比率が50%超の会社とされ，持分法が適用される関連会社の範囲は持ち株比率が20%以上50%以下の会社とされていた。こうした従来の基準では，持ち株比率が上記に満たない会社を利用した損失隠しや，不振子会社の意図的な連結外しを防ぐことができないとの

批判があった。

新しい「実質基準」では，持ち株比率が50%未満であっても実質的に会社の意思決定機関を支配している場合には連結子会社とされ（支配力基準），持ち株比率が20%未満であっても人事，資金，技術，取引等の関係を通じて，財務および営業方針の決定に大きな影響力を与えている場合には関連会社とする（影響力基準）こととなっ

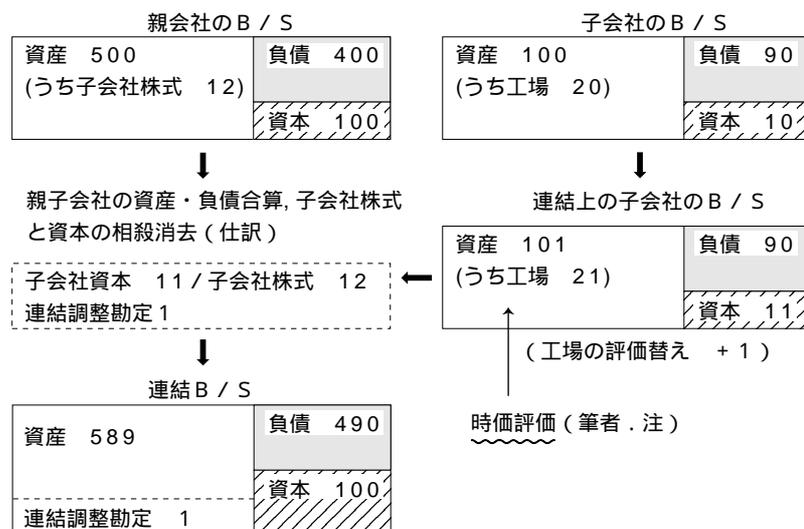
た。これにより，意図的な損失隠しや連結外しができなくなり，企業グループ全体の真の財務内容が開示されると期待されている。

(3) 連結財務諸表のあらまし

連結決算のあらましは次のとおりである。連結財務諸表は，親会社と子会社の個別決算書を合算し，これにグループ内の取引等を相殺・消去することによりつくられる。第2図は連結B/S作成のイメージ図である。連結B/Sは個別B/Sを合算することが基本となるが，単純に合算しただけでは，親会社の子会社への出資と，子会社の親会社からの調達（資本）が二重計上されてしまうので，両者は相殺消去される（「資本連結」という）。このほかに，グループ内取引の相殺消去，未実現利益の消去が行われて連結決算書がつけられている。連結手続

第2図 連結財務諸表のイメージ図（連結B/S）

連結手続き（100%子会社を初めて連結するとき）



資料 大西又裕「会計制度改革のすべて」（98年9月，日本経済新聞社）

における大きな変更点は、子会社の資産・負債を時価評価したうえで連結するとされたこと、投資消去差額である連結調整勘定（いわゆる「連結のれん」）は20年以内の償却（従来は5年以内）とされたことである。

（4）変わるグループ経営

新連結制度導入を控えて、グループ経営の見直しが急ピッチで進んでいる。

2000年3月期からは、個別決算中心から連結決算中心に転換し、実質支配力基準の導入により、従来連結対象とならなかった子会社・関連会社も含めたグループ全体の実態が明らかになる。新しい制度のもとでは、親会社の個別財務諸表をよく見せるためにグループ内の子会社へ過剰な人員や資産、含み損等を付け替えることが難しくなる。すなわち、企業財務の実態がより公正にかつ透明にディスクローズされることになり、投資家の関心も連結財務諸表に向けられ、連結ベースの業績が株価に反映し、グループ全体の真の経営力が問われることになる。

こうした変化を先取りして、親会社の子会社に対する見方が厳しくなっている。グループ内に貢献度の低い企業を抱える余裕はなくなり、「貢献しているかどうか」「必要か不要か」という資本の論理による子会社の選別が加速している。99年3月期決算では、グループ関係を見直して、子会社・関連会社を売却や清算したために、関係会社整理損など多額の特別損失を計上した企業が続出したのはこうした事情を反映した

ものである。

連結決算重視という流れのなかで、企業の経営はグループ全体を視野に入れたものになってきている。具体的には、連結ROA（総資産利益率）の向上を図り、連結キャッシュ・フローの最大化を目指すことが重要な経営目標となる。グループ全体という思考のもと、資産効率・資本効率の低い事業や競争力の低い事業・子会社等は撤退や売却の対象とされることになる。

グループ全体の目指すものが変われば、グループ経営のやり方も変わってくる。連結業績が重視されれば、グループ全体の経営主体として親会社の責任は一段と重いものになる。経営者としての真の力量を問われるようになり、まさしくプロ経営者の時代が到来するといってもよいであろう。

3．キャッシュ・フロー 計算書の導入

（1）第三の財務諸表としての位置づけ
連結財務諸表制度の見直しと合わせて、企業会計審議会は1998年3月に「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」を公表した。この意見書は、わが国において主要な財務諸表の一つとしてキャッシュ・フロー計算書を導入しようという画期的な提言であり、これにより、証券取引法適用企業については、キャッシュ・フロー計算書が貸借対照表及び損益計算書と並ぶ第三の財務諸表として位置づけられることとなった。

従来、有価証券報告書等において資金情報として開示されてきた「資金収支表」は、付随情報としての位置づけであって公認会計士の監査対象外とされ、個別ベースのみの開示であった。また、「資金収支表」は、資金の範囲が比較的広く、現預金のみならず市場性のある一時所有の有価証券も含まれており、企業における資金管理活動の実態が的確に反映されにくいとの問題点が指摘されていた。

99年4月以降開始する事業年度からは、証券取引法適用企業は連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書の作成が義務づけられることとなった。また、キャッシュ・フロー計算書は、基本財務諸表として公認会計士の監査対象とされる。計算書の様式についても、対象とする資金の範囲を現金及び現金同等物に限定し、表示方法を「営業活動に関するキャッシュ・フロー」「投資活動に関するキャッシュ・フロー」「財務活動に関するキャッシュ・フロー」の3区分により表示することとされ、国際会計基準や米国基準に準拠した様式に一新された。

(2) キャッシュ・フロー計算書の意義

キャッシュ・フロー計算書は、1会計期間における資金(現金及び現金同等物)の収入と支出を示すことにより企業の資金情報を提供する財務諸表である。企業業績のディスクロージャーが現在の発生主義による貸借対照表及び損益計算書を中心とする財務諸表だけで十分行われているわけではない

ことは、破綻した企業を見れば明らかであろう。損益計算書には利益が計上されているながら資金繰りに行き詰まり倒産する「黒字倒産」は、利益には必ずしも資金的な裏付けがあるとは限らないことを顕著に示している。このように、キャッシュ・フロー計算書は貸借対照表や損益計算書では把握できない企業の現金獲得能力・支払能力に関する重要な情報を提供する。

また、キャッシュ・フロー計算書のもう一つのメリットは、企業業績の比較可能性を高めることにある。現行の発生主義による会計制度では、収益・費用の経理処理方法についていくつかの選択肢が認められており、どれを採用するかは経営判断によるため、会計上の利益は会計方針によって変わる。たとえば、有価証券や棚卸資産の期末評価方法には原価法と低価法があり、減価償却方法には定額法と定率法があるが、どちらの経理方法を選択するかで利益は変わってくる。一方、現金主義のキャッシュ・フローは、収益・費用の経理方法が異なっても、結果としての資金の収入と支出、残高は同一である。従って、企業間比較という観点からみるとキャッシュ・フローは極めて客観性・透明性の高い測定尺度といえることができる。

このように、キャッシュ・フロー計算書の導入は、財務諸表の利用者に企業の現金獲得能力・支払能力に関する重要な情報を提供するとともに、財務諸表の比較可能性、それも国際的なレベルにおける比較可能性を高めることになるのである。

(3) キャッシュ・フロー重視

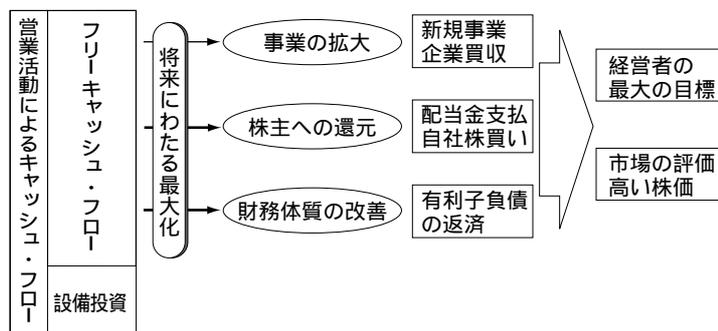
の経営

キャッシュ・フロー重視の流れは、単に新しい財務諸表が一つ増えることになった、というだけではない。今日、明らかに経営におけるキャッシュの重要性が増しているのである。一つには、銀行の貸し

渋りに見られるように企業の資金調達の環境が厳しくなっていることがある。金融機関も投資家も企業に対する与信をよりシビアに選別するようになってきており、もはや上場企業といえども安穩としていられる時代ではなくなっている。二つ目には、自らキャッシュを生み出す力のある企業でなければ、市場からの評価が得られなくなっていることがある。含み資産に頼った借金体質の経営は弱体であり、競争に勝ち残れないという評価を市場が下し始めている。含みや借入金に依存せず、本業でより多くのキャッシュを獲得し、それを効率的に投資に回してさらにより多くのキャッシュ・フローを生み出していく企業こそが市場の評価を得る時代変わってきているのである。

このように、投資家にとっても、経営者にとっても、キャッシュ・フローは企業経営を評価する重要な尺度になってきている。こうした流れのなかで重視され始めているのが「フリー・キャッシュ・フロー」と呼ばれる経営指標である。フリー・キャッシュ・フローとは、営業活動によるキャッシュ・フローから、設備投資の金額をマイ

第3図 キャッシュ・フロー重視の経営



ナスしたもので、経営者が自由に使える資金のことである(第3図)。フリー・キャッシュ・フローの増大は、戦略的拡大のための設備投資、企業買収、自社株買いを可能にする。キャッシュ・フロー重視の経営のもとでは、経営者の最大の目標は、将来獲得されるフリー・キャッシュ・フローを最大化する施策を実践することとなる。なぜなら、市場すなわち投資家はフリー・キャッシュ・フローの将来的な創出能力の強い企業を高く評価し、高い株価につながるからである。

以上のようなことから、キャッシュ・フロー重視の経営の重要性が叫ばれており、キャッシュ・フロー計算書はそれを実践するための情報を提供するものである。

4. 税効果会計の導入

(1) 連結、個別ともに本格的導入

税効果会計は、従来、上場企業の一部が連結財務諸表に任意適用していたにすぎず、しかも、税効果会計についての明確な会計基準を欠いていた。

一方、国際的に見ると、税効果会計はすでに広く採用されている会計手法となっている。

こうした状況のもとで、97年6月に企業会計審議会が前記「連結意見書」を公表し、税効果会計を連結財務諸表のみならず個別財務諸表についても全面的に導入する立場を明らかにすることによって、状況は急変することとなった。

従来、商法に基づく個別財務諸表については、税効果会計は適用できないものとされていた。しかし、「連結意見書」が公表された後、98年6月に大蔵省と法務省の共同研究会が「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」を公表し、商法においても税効果会計の適用を認めることとしたのである。さらに、企業会計審議会は同年10月に「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表し、税効果会計の包括的基準を提示した。本意見書は、連結財務諸表、個別財務諸表を含めた財務諸表全体を対象として、2000年3月期から本格的に税効果会計を導入し、前倒し適用も可能であることを明確にした。

こうして、税効果会計はわが国においても国際的レベルに体系づけられたものとなったのである。

(2) 税効果会計とは

税効果会計とは、会計上の収益・費用と税務上の益金・損金の計上時点が異なっている場合

において、法人税等の額を適切に期間配分するための会計処理である。

両者の計上時点に差異があるときには、会計上の税引前利益と課税所得の金額は一致しないこととなり、税引前利益と法人税等の金額は合理的に対応しないことになる。

たとえば、当期に不良債権の有税償却を行った場合に、会計上は費用計上しても税務上は損金不算入となって課税所得に加算されるため、税引前利益に対して納付税額が過大に計上されるが、将来、損金算入が認められた期には、同額が課税所得から差し引かれるため、税引前利益に対して納付税額が過小に計上される。

このケースにおいて税効果会計を適用すれば、損金算入が認められなかった当期に有税償却に対応する税金を前払いしたものと考えて、B/Sには「繰延税金資産」を計上するとともに、P/Lには「法人税等調整額」として税金のマイナスを計上する。その結果、当期の法人税等は税引前利益に対応した金額に調整される(第4図)。

このケースとは反対に、当期に会計上は

第4図 税効果会計の財務諸表上の表示

P / L		B / S	
売上高	× ×	(資産の部)	(負債の部)
⋮		流動資産	流動負債
		⋮	⋮
		繰延税金資産 × ×	繰延税金負債 × ×
税引前当期純利益	× ×	固定資産	固定負債
法人税等	× ×	⋮	⋮
法人税等調整額	× ×		繰延税金負債 × ×
当期純利益	× ×	投資その他の資産	(資本の部)
		繰延税金資産 × ×	

資料 筆者作成

(注) 繰延税金資産と繰延税金負債は、流動・固定の区分ごとに、それぞれ流動資産・流動負債に属するものを相殺して表示し、投資その他の資産・固定負債に属するものを相殺して表示する。

費用にならなくても、税務上は損金になるものが生じた場合には、納税が将来に延期されるので、当期に税金の未払いが生じたと考えて、B/Sには「繰延税金負債」を計上するとともに、P/Lには「法人税等調整額」として税金のプラスを計上することになる。

では、簡単な例を使って税効果会計の処理を説明しよう（日本公認会計士協会「税効果会計に関するQ&A」99年3月より）。

（設例）不良債権1,000に対して900の貸倒引当金（うち400は有税引当）を計上した。税引前当期純利益は1,000、法人税等の法定実効税率は50%とする。

税効果会計を適用しない場合

（P/L）

税引前当期純利益	1,000		→ 不対応
法人税等	700		← (1,000 + 400) × 50%
当期純利益	<u>300</u>		

税効果会計を適用する場合

法人税等700のうち200（有税引当400に法定実効税率50%を乗じた額）は、将来の納付税額の計算上減額されることになるため、その原因が生じた当期において繰延税金資産を計上するとともに当期の法人税等の額を減額する。

（P/L）

税引前当期純利益	1,000		→ 対応
法人税等	700		↓ 500
法人税等調整額	<u>200</u>		
当期純利益	<u>500</u>		

（3）税効果会計導入の必要性

税効果会計を適用しない場合には、税引前利益と税引後利益の関係が歪められ、税引後利益の期間比較・企業間比較が困難になる。実体的な影響として、有税による不良債権の償却・引当に際して、税引前利益に対して法人税等の割合が高くなり、税引後利益が激減するため、十分な不良債権の償却を阻害するインセンティブになっているとの指摘がなされてきた。税効果会計を導入すれば、有税償却・引当によって減少する配当可能利益の減少額を圧縮できる効果があり、このことを通じて、企業は適切な会計処理（十分な不良債権の償却等）を選択しやすくなる。

さらに、法人税率の引下げと課税ベースの拡大を含む平成10年度の税制改正により、税効果会計導入が不可避の情勢となった。すなわち、平成10年度以降、税法上、貸付金や減価償却、退職給与引当金、賞与引当金に関して償却・引当の損金算入額が段階的に減額または廃止されることとなり、有税引当・償却の問題は一般企業においても生ずる可能性が高くなったのである。このため、企業会計上の利益が適正に表示されるよう調整する税効果会計適用の必要性がますます高くなっている。

（4）経営者、投資家に有効なツール

税効果会計の導入により、経営者は有税か無税かを気にせず的確な経営判断を下せるようになる。従来は、多額の有税処理は結果的に配当可能利益を減少させるため、

経営者は大胆な損失処理を先送りしがちであった。税効果会計の適用により、配当可能利益の減少を圧縮する効果があるのは前述のとおりであり、これにより、経営者は思い切った損失処理を行ってスピーディーに経営体質を転換していくツールを得たことになる。ただし、税効果を取るには、将来の税金(繰延税金資産)の回収可能性が十分に見込めなければならず、安易な計上はできないことに注意が必要である。^(注2)

税効果会計は、投資家にとっても重要な指標を提供することになる。税効果会計を適用することにより、結果として適正な期間業績としての税引後利益が得られる。従来わが国の税引後利益は有税無税の有無等によって大いにブレるため、業績の期間比較、国際的な企業間比較ができなかった。国際的にはROA(総資産利益率)、ROE(株主資本利益率)には税引後利益が使われることが一般的である。税効果会計の導入により、投資家は税引後利益を使って国際的な企業の業績比較を行い、投資判断を行うことができるようになる。

(注2) 繰延税金資産の計上にあたっては、その回収可能性を十分に検討しなければならない。すなわち、将来の課税所得の発生可能性が十分にあることを合理的に説明できない限り、繰延税金資産を計上することはできない。これに関して、日本公認会計士協会が公表した実務指針等では、次のような三つの要件を満たしているかどうかにより回収可能性を判断するものとしている。

収益力に基づく課税所得の十分性
タックスプランニングの存在
将来加算一時差異の十分性

また、銀行等についてはより具体的な基準が示されている。金融監督庁は、銀行等が自己資本比率の大幅な低下を回避することを目的に、繰延税金資産の回収可能性を過大に見積もって自己資

本を増加することを抑止するため、繰延税金資産の計上は今後5年間に見込める合計利益の範囲内とするとしている(日本経済新聞99年4月21日)。具体的には、事務ガイドラインにおいて「今後5年間の利益見込額の合計額を上回っている場合には、監査法人と十分な協議が行われているかを含め、その理由等を聴取する」と明記している。

5. 退職給付会計

(1) 企業の「隠れ債務」が顕在化する
企業会計審議会では、98年6月に「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表し、企業年金制度に関する会計基準を設定した。これにより、企業年金の現状を速やかに明らかにし、適切な会計処理とディスクロージャーを求めることにより、企業経営と投資家への情報提供に資する仕組みが構築された。

従来の会計基準では、退職給付の積立方法が社内積立(退職給与引当金制度)か、社外積立(外部拠出型の企業年金制度)かによって、異なる会計処理が行われてきた。^(注3)すなわち、退職給与引当金制度では、通常、自己都合要支給額の一定割合(税法基準では40%)を引当金として貸借対照表に計上するが、企業年金制度では、掛け金が費用として計上されるのみで、年金資産と年金債務が母体企業の財務諸表にはオフバランスとなっている。この結果、株価の長期低迷と低金利による年金財政における「積立不足」は、貸借対照表からはうかがい知ることのできない「隠れた債務」になっていると指摘されてきた。

新しい会計基準では、退職一時金も年金も従業員の退職を事由として支給される退職給付債務として統一的にとらえ、退職給付債務が年金資産を超過する額を母体企業の財務諸表上開示することになる。現在、大半の日本企業では、退職給付債務が年金資産を上回っているとみられるため、これまで計上されていなかった債務が顕在化することになる。

この基準は、2000年4月1日以降開始する事業年度から適用される。ただし、2000年度からの実施が困難であると認められる会社については平成2001年4月1日以降の事業年度でもよいが、その場合は、2000年度に新会計基準に基づく退職給付債務とその内訳等主要な事項の注記が求められる。

(注3) 企業年金制度には、厚生年金基金と適格退職年金の主に二つの制度がある。

券の利回りを参考に決定することとされている。

退職給付債務から、公正な評価額(時価)で計算した年金資産を控除した差額を「退職給付引当金」として負債に計上する。

ただし、費用として、いまだ認識されていない未認識債務^(注5)が存在する場合は、退職給付債務と年金資産の差額から、未認識債務を控除した額に対して「退職給付引当金」を計上する(第6図)。

この結果、「積立て不足」である未認識債務は、即時には貸借対照表には計上されないものの、貸借対照表への注記事項として開示しなければならない。

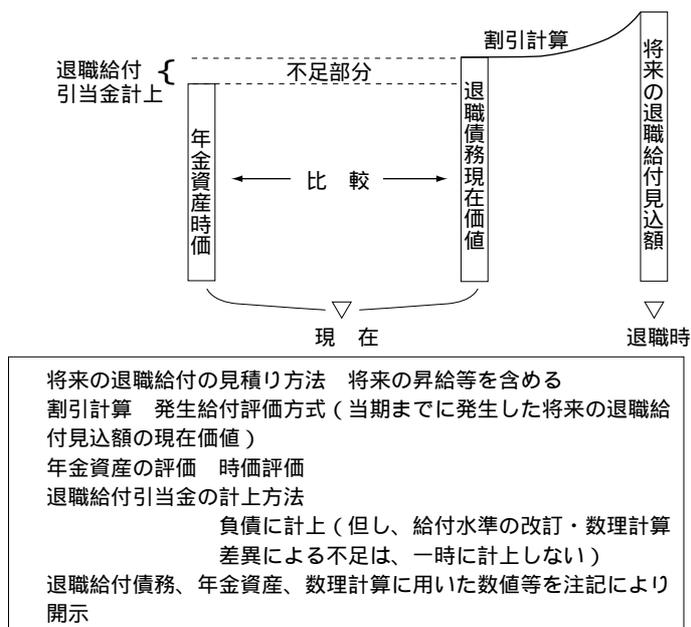
損益計算書に費用として計上されるのは「退職給付費用」である。「退職給付費用」を構成する主なものは、勤務費用と未認識債務の償却費である。勤務費用は当期

(2) 負債の時価主義会計

新しい会計基準の適用を順を追って説明すると次のようになる。

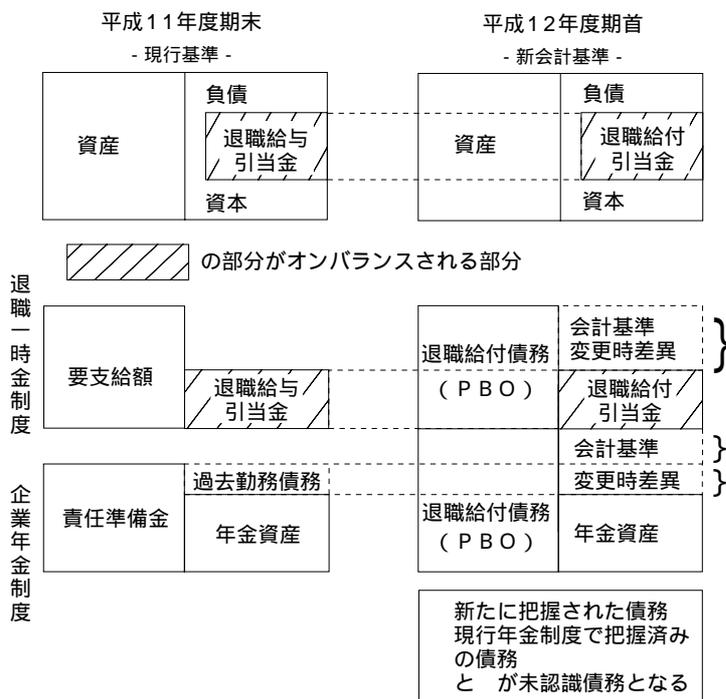
将来支払うべき退職給付(退職一時金及び退職年金)を一定率の割引率により現在価値に割り引いて退職給付債務を測定する(第5図)。この退職給付債務は、昇給等を加味した将来支払うべき退職金(PBO = Projected Benefit Obligation)^(注4)の割引現在価値であり、いわば負債を時価評価したものである。割引率については、安全性の高い債

第5図 退職給付金会計(退職給付引当金)の基本的考え方



資料 第2図に同じ

第6図 会計基準変更による未認識債務把握のイメージ



資料 日本農業新聞99年7月28日「かわる農林年金 Q & A ③」

のPBO増加分である。未認識債務は毎期償却費を計上することによって徐々に貸借対照表上にオンバランスされていくことになる。

(注4) 割引現在価値とは、ある投資から将来に獲得できると予想される現金収入を一定の率で割り引いて得られる現在の価値のこと。ここで使用される一定の率が割引率となる。反対に、債務の割引現在価値は、将来の現金支出を一定の率を使って現在の(債務の)価値に引き直したものとなる。

(注5) 未認識債務とは、「会計基準変更時差異(新会計基準への移行に伴い発生する債務)」、「過去勤務債務」(退職給付制度の変更に伴って発生する債務)、「数理計算上の差異(年金数理計算上の前提と実績との乖離)のことであり、これらの合計額が「積立て不足」にあたる。未認識債務のうち、「会計基準変更時差異」については15年以内に、「過去勤務債務」と「数理計算上の差異」については従業員の平均残存勤務期間以内に償却することが求められる。

(3) 新基準対応は重要な経営課題

退職給付の新会計基準の導入により、退職給付に係る「隠れ債務」と積立て不足の全容が顕在化することになる。また、多額の積立て不足が明らかになれば、その償却費を通じて収支を圧迫することになる。このような企業の財政状態の悪化は、投資家のネガティブな反応を呼んで株価や格付けの低下を招き、資金調達コストの上昇や資金調達そのものが絞り込まれてしまう恐れがあり、企業経営に多大な影響を及ぼすことになる。

このため、退職給付会計への対応は、まさに企業の重要な経営課題になっ

ている。多くの企業では、新基準が財務諸表に与える影響額を試算し、従業員退職給付制度の見直しを行ったり、さらに人事制度全般にも踏み込むなど、新基準への対応を進める動きが広がっている。^(注6)

(注6) 退職給付の新会計基準に対する企業の対応状況については、本誌99年7月号「会計ビッグバンと企業経営の変化の方向」(堀内芳彦)を参照されたい。

6. 農協会計への影響

以上が、会計ビッグバンにより企業会計に導入される新会計基準の概要であり、それによってもたらされるであろう企業経営への影響である。

次に、会計ビッグバンの動きが農協会計にどのように及んできているのか、実務的にはどのような影響が考えられるのか検討してみたい。

検討にあたって、まず、企業会計と農協会計の関係について整理しておきたい。企業をその形態別に分類すれば、公企業、私企業、協同組合の三つに分類できる。一般に企業会計というと、このうちの私企業を対象としてとりあげ、その重点を株式会社においているものが多い。しかし、本来企業会計とは広義の企業を対象とする会計であり、上記の三つの企業形態すべてを対象とするものである。すなわち、農協会計は企業会計のなかの一つの会計分野に位置づけられる。したがって、企業会計の根本原則である「企業会計原則」は農協会計においても準拠すべき根本原則となっている。

今回の新会計基準の導入の動きとは別だが、96年の農協法改正により、この点はより明確にされたといっていよう。同年の改正では、農協にあっても商法の会社の計算規定が準用されることとされ、99年3月期から農協も商法に準拠した決算処理が求められることとなった。このことは、企業会計における動向が、商法準用を通じて農協会計に影響を及ぼすことになるという重要な意味を持っているのである。

(1) 信用事業子会社への連結決算の導入

連結決算については、98年6月の金融システム改革法に関連した銀行法等の改正に

より、銀行等に対して、一般事業会社よりも1年早く「実質基準による連結決算への移行」が義務づけられた。農協については、従来、連結決算の制度がなかったが、銀行等と同じく金融システム改革法に関連した農協法改正により、99年3月期から新基準に従った連結業務報告書の作成と連結ベースのディスクロージャーの実施が義務づけられた。農協からみれば、連結決算自体がまったく新しい制度であり、しかも一般事業会社よりも1年早く義務化されたわけである。

続いて、98年11月に発出された金融システム改革法関係政省令では、連結の対象となる子会社等の範囲、連結業務報告書の作成書類、連結ディスクロージャー開示項目が規定された。このなかで、連結の対象は農協・信連の子会社と、子法人等及び関連法人等とされている(第7図)。ここで、子法人等及び関連法人等の規定の内容は「支配力基準」「影響力基準」の考え方を省令化したものとなっている。ただし、農協については、信用事業関連業務を営む会社(信用事業の子会社対象会社)のみが連結の対象となり、それ以外の会社は連結の対象外となった。

農協以外では、連結決算の開示が要求されるのは、証券取引法適用企業と銀行等金融機関のみである。このことから考えて、農協の連結対象が限定された理由は、農協はそもそも証券取引法適用企業ではなく、銀行等金融機関に義務づけられたことと整合性をとり、農協の信用事業のみについて

第7図 改正農協法における連結業務報告書の連結対象

	農協法	農協法施行令	農協・連合会の信用事業に関する省令		新連結財務 諸表原則
	(第54条第2項)	(第1条の6第1～3項)	(第7条の2第1～2号, 第8条の6第1～2項)	(第7条の2カッコ書き)	
持ち株比率 50%超	子 会 社 等	A. 子会社	-	-	連結子会社
議決権比率 50%超		a. 子法人等 組合及び組合の子 会社又は子法人等 が、財務及び営業 又は事業の方針を 決定する機関(意 思決定機関)を支 配している法人等	(1) 議決権の過半数を所有	農協は次のもの 「信用事業の子会社対象 会社」に限る 信用事業に従属する 業務を専ら営む会社	
議決権比率 50%以下			(2) 議決権の所有が過半数 に満たないが意思決定機 関を支配		
議決権比率 20%以上		B. 特殊の 関係の ある会 社	b. 関連法人等 組合及び子法人等 が、出資、人事、 融資、債務保証等 技術提供、取引等 の関係を通じて財 務及び営業又は事 業の方針決定に対 し重要な影響を与 えることができる 子法人等以外の法 人等	(3) 議決権の20%以上を 所有	貯金、貸付に付随し、 又は関連する業務を 専ら営む会社
議決権比率 20%未満	(4) 議決権の所有が20% 未満だが出資、人事、資 金、技術、取引等の関係 を通じて財務及び営業又 は事業の方針決定に対 し重要な影響を与えるこ とができる				
影響力なし					非連結

資料 筆者作成

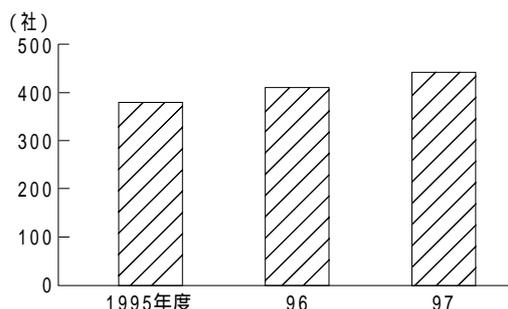
連結決算を義務づけたものと思われる。このように、農協ではすでに前期決算から実質基準による連結決算が導入されているわけであるが、その影響を考えると、連結対象が信用事業関連業務を営む会社に限定されたことから、その影響は限定的なものにとどまるとと思われる。農協が信用事業関連業務を営む子会社、関連会社を保有している例はあまりないと考えられるからである。

(2) 重要性を増す農協の連結経営

しかしながら、農協は今後ともほとんど連結決算とかわかりがないと考えるべきで

はない。連結決算は、企業集団全体の経営成績と財政状態の真の姿を報告するためのものであるから、経営者が経営状況を把握し、正しい経営判断を行うために重要な情報である。これは農協の経営者であっても例外ではない。持ち株基準による農協の子会社(いわゆる「協同会社」)はすでに400社を超えており、年々増加している(第8図)。これらはそのほとんどが購買事業や加工事業など経済事業関連の子会社となっており、とりあえずは連結対象とはならないものの、実態的には農協の本来機能を分社化したものであり、農協と一体として運営

第8図 農協の子会社数の推移



資料 農林水産省「総合農協統計表」
 (注) ここでいう子会社とは、農協が発行済株式の50%以上を取得している株式会社・有限会社。

されている。しかも、最近ではAコープやガソリン・スタンドなど主要な経済事業を一括して分社化し、事業領域の主要な部分を担う事例も出てきている。このようになると、グループ全体として整合性のとれたサービスの提供、総合力の発揮が課題になってゆく。こうして、農協の経営者も連結ベースで経営判断し、業務を執行していく必要性が高まってきているのである。また、連結重視の流れが大企業以外にも広がるようになれば、農協の利用者や利害関係者が、すべての子会社等を含む農協の連結情報へのニーズを高めていくものと思われる。さらに、農協の業務においても、取引先企業が連結決算を実施するようになれば、連結の知識なくして十分な与信審査や取引先管理ができなくなることさえ予想されるのである。

以上のように、農協の経営や実務においても、連結決算や連結経営という考え方は、今後ますます重要性を増していくものと思われる。

(3) 税効果会計の前倒し適用は2割

税効果会計の導入については、99年3月の農林水産省令(「農業協同組合及び農業協同組合連合会の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び付属明細書の記載方法に関する省令」平成10年農林水産省令第22号)の改正により、農協においても連結・個別ともに2000年3月期から適用することとされ、99年3月期からの早期適用も可能とされた。

JA全中の調査によれば、98(平成10)年度決算において税効果会計を前倒し適用した農協は全体の2割であり、8割の農協では実施されていない(第1表)。これは、決算期が3月末以外の農協も少なくないうえに、省令の改正が3月末ギリギリであったためであると思われる。

(4) 過年度税効果をリストラ・

内部留保に

一方、大手企業、主要銀行の状況を見ると、99年3月期決算の大手企業ではほとんどの企業が、また、主要17行では全行が税効果会計を前倒し適用している。

大手企業では、前期決算において税効果会計を積極的に前倒し適用し、税効果によ

第1表 農協の平成10年度決算における税効果会計の採用状況

(単位 農協, %)

	農協数	構成比
採用	321	19
非採用	1,351	81
合計	1,672	100

資料 JA全中「総合JA経営速報調査報告(平成10事業年度)」

り発生した財源をもとに、先送りしてきたバブル資産や赤字部門の整理など大胆な財務リストラを実施している。また、主要銀行では、同様にして巨額の不良債権処理を実施した。税効果会計は本来、税務と会計の一時的なズレを調整し、期間損益を適正に表示することを目的としたものであるが、企業等の負の資産整理の促進剤として役立つわけである。

第2表にみるように、(株)日立製作所は、前期において合計3,300億円の税効果金額を財源に、子会社・関連会社の整理損、特別退職金、企業年金の過去勤務債務償却など2,300億円のリストラ関連費用を特別損失として計上した。また、主要17行は、合計6兆6,000億円の税効果金額を主要財源に、10兆円を超える不良債権を処理している。

税効果会計の適用初年度は、過年度の有税処理による税効果金額を一括して計上し(「過年度税法人税等調整額」)、前期繰越利益に直接加算(または減算)する。このため、多額のリストラ費用を計上したために税引前損益が大幅な赤字となっても、当期の税効果を使って税引後の赤字額を縮小できるうえ、過年度の税効果を使って最終損益の赤字をさらに縮小(場合によっては黒字に)することができる。大手企業等では、こうした適用初年度の一時的財源を活用して多額のリストラ費用を吸収し、余力を内部留保としてい

る。

前述のとおり、農協では前期決算で税効果会計を前倒し適用した組合は全体の2割であり、これにより実現した過年度の税効果金額(「過年度税法人税等調整額」)は500億円である(第2表)。97(平成9)年度末時点のデータをもとに農協全体の過年度税効果金額の総額を試算すると2,100億円となり、今後、残りの8割の農協が税効果会計を採用することにより、差引1,600億円の過年度税効果金額が実現することとなる(第3表)。

今後、これだけの金額が最終利益の押し上げ要因となることが予想されるが、その活用が課題となる。すでに、大手企業、主要銀行においては、この機をとらえて大胆な財務リストラや不良資産整理に踏み切

第2表 1998(平成10)年度決算における
税効果会計による利益押し上げ額

(単位 億円)

	(株)日立製作所	主要17行	農協
(不良債権処理額)	-	100,857	1,226
経常利益	1,449	59,905	1,541
(特別損益)	1,956	1,337	122
税引前当期利益	3,105	58,566	1,649
法人税等 法人税等調整額	2 1,352	1,906 24,548	796 122
当期純利益	1,755	35,924	1,069
前期繰越利益	186	2,132	47
過年度法人税等調整額	1,904	41,578	521
当期末処分利益	610	7,159	1,514
税効果会計による未処分利益押し上げ額 +	3,256	66,126	643

資料 (株)日立製作所・主要17行『決算短信』,JA全中『総合JA経営速報調査報告(平成10事業年度)』

(注) 1.農協は速報値であり、確定値ではない。
2.農協は税効果会計非採用農協を含む。
3.農協の「不良債権処理額」は判明分のみ合計であり、全農協の合計額ではない。

第3表 過年度法人税等調整額の計上余力
(試算)

(単位 億円, %)

97(平成9)年度末「税効果相当額」		7,102
法定実効税率(注1)		30.4
実現可能な過年度法人税等調整額(推定)	= ×	2,159
98(平成10)年度計上済み過年度法人税等調整額(注2)		521
過年度法人税等調整額の計上余力(推定)	= -	1,638

資料 農林水産省『平成9事業年度総合農協統計表』, JA全中『総合JA経営速報調査(平成10事業年度)』

(注) 1.法人税率22%, 住民税率17.3%, 事業税率6.6%により算出。
2.税効果会計を採用した農協(全体の2割)の合計額。

り, 来るべき大競争時代に備える動きが広がっている。農協においても, 負の資産を整理し, 余力を内部留保とし, 将来に向けた筋肉質な財務体質をつくるための財源として活用することが期待される。

(5) 退職給付会計も導入の見込み

退職給付会計の新基準については, 農協への適用に関する基準等は明らかにされていない。しかし, 新会計基準は, 企業会計原則の一部を構成するものであり, 証券取引法および商法の適用を受けるすべての営利企業が対象となること, 農協法において, 商法の会社の計算規定が準用されていることから, 適用時期等はともかくとして, いずれ新会計基準に沿った退職給付の会計処理が求められると考えられる。^(注7)

この場合に, 退職給付債務の測定が年金数理計算を行うことを前提とした規定になっているために, 大きな事務負担・コストの増加につながる事が予想される。

ただし, 従業員数が300名未満の小規模企

業等については, 退職給付の期末要支給額を用いて見積もり計算を行う等の簡便的な方法を用いて退職給付費用等を計算することが認められる見込みであり(「意見書」四-5), これが農協に適用されれば負担軽減につながる。

(注7) 退職給付会計のほか, 金融商品の時価会計についても, 早ければ2000(平成12)年度決算から農協会計に採用される可能性がある。JA全中は農協系統団体宛てに「平成11年度事業計画策定にあたっての留意事項について」を通知したが, そのなかで「平成12年度以降には, 金融商品に関する時価会計制度, 退職給付債務に関する新たな会計基準等の導入が相次ぐことから, あらかじめその内容を熟知するとともに準備を進めること」としている(『JA金融法務』99年1月, No. 320)。

(6) 現時点で考えられる退職給付会計の適用内容

退職給付の新会計基準の農協への適用を検討するには, 現在の農協の退職給付制度がどのようになっている, そのそれぞれに対する適用を検討する必要がある。

農協の退職給付制度は, 退職一時金については退職給与引当金による内部積立と特定退職金共済制度^(注8)(以下「特退共制度」という)による外部積立があり, 退職年金については主に適格退職年金による外部積立が利用されている(第4表)。

現行の退職給与引当金については, 退職給付引当金に組み替えられることは前述したとおりである。

特退共制度による外部積立については, 「中小企業退職金共済制度(等の)...将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生

第4表 農協の退職給与金の積立状況
(平成9年度末)

(単位 億円)

退職給与金の要支給額		16,199
退職給与引当金(期末)		6,871
退職給与金外部積立額	特定退職金共済制度による積立金	4,667
	適格退職年金制度による積立金	2,223
	うち全共連	1,317
	その他	906
	その他制度による積立金	213
合計		7,104

資料 農林水産省『平成9事業年度総合農協統計表』

じない外部拠出型の制度(については)... , 基本的には、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理することが適当であると考えられる」とされている(「意見書」三-3-(2), カッコ内は筆者が追加)。この考え方によれば、特退共制度による外部積立は、事後負担がないために農協の債務とはならず、計算された退職給付債務から当制度における責任準備金を控除した残額を退職給付債務とすればよく、拠出金は費用処理すればよいと考えられる。

適格退職年金については、前述のとおり退職給付債務の測定と年金資産の時価評価による負債と費用の計上が求められるものと思われる。

なお、農林年金については、給付の性格が労働の対価や賃金の後払いではなく、公的年金に類似した性格のものであるから、企業年金とは認められず、現状では退職給付会計の適用対象とはならないものと考えられる。

しかし、農林年金は近々厚生年金と統合

することとなっており、統合後に設立を予定している農林年金基金は、企業年金の性格を有しており、原則として新会計基準の適用を受けるものと考えられる。

ただ、その場合の農林年金基金は、複数事業主制度の企業年金に該当し、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できないため、基金への掛け金を退職給付費用として処理することが認められるものと思われる(98年6月企業会計審議会「退職給付に係る会計基準注解」^(注12))。

以上は、現在公表されているものによる農協における新基準適用に関する私見である。具体的な対応については、公認会計士協会の「実務指針」等を踏まえて、JA全中を中心に今後検討が進められるものと思われる。

いずれにせよ、ポイントとなるのは、退職給付債務の計算が大きな事務負担・コストのかかるものになるかどうか、「積立て不足」の償却負担がどの程度収支に影響を及ぼすものになるかどうかであろう。収支への影響が大きければ、当面の財源確保や、退職給付制度の見直しが課題になろう。

(注8) (財)全国農協役職員共済会と11の県単位の共済会が運営する退職金外部積立制度。所得税法施行令の適用を受け、掛け金が全額非課税となる。

おわりに

会計ビッグバンにより、わが国の会計基準に新しい基準が次々と導入されていくことになる。一連の会計基準の導入によって

変わるのは企業の財務諸表だけではない。会計ビッグバンはいやおうなしにこれに適合した経営への変革を迫るものである。具体的には、グローバル・スタンダードに適合した経営，株主重視の経営である。低成長経済への移行と，連結経営・時価会計の時代が到来することにより，わが国企業は従来のように横並びを重視し，含み益に依存した経営では生き残れなくなる。企業は，将来の生き残りをかけた会計ビッグバンへの対応を迫られているのである。

会計ビッグバンの波は，農協経営にも押し寄せてきている。新しい会計基準が，一部緩和措置が講じられるものの，農協会計にも順次採用されていくことになる。新しい会計基準の導入は，農協会計に大きなインパクトを与えるであろうことはすでに指摘したとおりである。一方，金融ビッグバンが進むなかで，会計ビッグバンが推し進められることにより，農協の経営面における影響も見逃せない。農協も市中金融機関や一般企業と同じ土俵の上で競争していくことが求められ，同じ基準で経営が評価されていく面が強まろう。会計ビッグバンが進むことにより，健全性を意識した経営，透明性の高い経営が従来以上に求められるようになることを農協の経営者，職員は十分に認識する必要がある。

参考文献

- ・朝日監査法人『日本の新会計基準Q & A』(清文社99年3月)
- ・大西又裕『会計制度改革のすべて』(日本経済新聞社98年9月)
- ・金児 昭『入門 連結決算 早わかり』(中経出版99年2月)
- ・広瀬義州『連結会計入門』(中央経済社98年5月)
- ・手塚仙夫『税効果会計の実務』(清文社98年5月)
- ・中田信正，坂本道美『(企業会計別冊)税効果会計入門』(中央経済社99年3月)
- ・白鳥栄一『国際会計基準』(日経B P社98年5月)
- ・西川郁生『よくわかる国際会計基準』(中央経済社99年1月)
- ・三輪豊明『やさしくわかる国際会計基準のポイント』(フットワーク出版社99年3月)
- ・徳増 洪，力丸 洋，加藤直樹『時価会計導入後の企業経営』(東洋経済新報社99年4月)
- ・松尾俊一郎『会計革命で何が変わるのか』(ダイヤモンド社99年6月)
- ・中田信正『税効果会計・連結納税制度』(中央経済社『企業会計』99年1月，Vol.51/No.1)
- ・藤田敬司『税効果会計の導入と新しい経営課題』(中央経済社『企業会計』99年7月Vol.51/No.7)
- ・田淵正信『新しい会計制度入門 制度変更の背景と概要』(『地銀協月報』98年10月)
- ・全国地方銀行協会 企画部『改正銀行法における銀行の子会社規定等の整備』(『地銀協月報』98年12月)
- ・井上智由『連結財務諸表制度と銀行経営への影響 連結の範囲等を中心に』(『リージョナルバンキング』99年2月)
- ・高原宣昭『国際標準に近づく日本の退職給付会計基準』(野村証券金融研究所・野村総研『財界観測』98年6月)
- ・佐野邦明『新退職給付会計基準の概要と企業に与える影響』，曾根知広『年金会計導入企業の決算書の見方』(『バンキング』98年8月)
- ・『(解説)金融システム改革一括法における農協法改正について』(『JA金融法務』98年11月No.318)
- ・日本農業新聞99年7月21日～8月11日『かわる農林年金Q & A』^⑲～^⑳

(佐藤達夫・さとうたつお)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(39)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(39)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(39)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(40)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(40)
6. 農業協同組合 主要勘定	(40)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(42)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(42)
9. 金融機関別預貯金残高	(43)
10. 金融機関別貸出金残高	(44)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7351

FAX 03(3246)1984

利用上の注意(本誌全般にわたる統計数値)

1. 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2. 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「 」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現預金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
1994. 7	28,884,861	8,806,293	5,714,808	6,075,677	16,691,828	14,863,473	5,774,984	43,405,962
1995. 7	31,485,571	9,245,189	4,647,374	6,003,120	17,262,264	13,869,428	8,523,322	45,378,134
1996. 7	28,749,884	9,227,927	4,569,818	5,600,302	14,206,235	15,139,679	7,601,413	42,547,629
1997. 7	29,570,979	8,577,637	5,765,795	5,383,427	11,655,143	15,939,842	10,935,999	43,914,411
1998. 7	26,500,621	7,544,294	13,258,388	3,835,376	10,048,759	13,488,071	19,931,097	47,303,303
1999. 2	26,963,472	7,282,665	14,022,616	4,404,317	13,114,406	14,684,910	16,065,120	48,268,753
3	27,694,109	7,227,589	12,251,267	2,550,967	12,978,133	17,257,422	14,386,443	47,172,965
4	28,758,850	7,267,159	11,121,449	2,140,851	13,258,147	16,912,755	14,835,705	47,147,458
5	29,847,203	7,167,832	10,534,371	3,001,519	13,703,461	17,033,861	13,810,565	47,549,406
6	30,339,725	7,169,212	11,462,961	3,735,513	14,572,095	18,089,252	12,575,038	48,971,898
7	30,804,735	7,190,729	10,436,357	4,346,016	14,558,056	18,435,161	11,092,588	48,431,821

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

1999年7月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	27,197,938	46,054	368,420	42	242,218	-	27,854,673
水産団体	1,104,096	1	33,786	7	11,945	-	1,149,835
森林団体	2,987	5	2,310	28	423	-	5,754
その他出資団体	1,910	6	4,621		283	-	6,820
出資団体計	28,306,931	46,065	409,138	77	254,869	-	29,017,081
非出資団体計	427,892	211,322	381,907	122,469	626,652	17,413	1,787,655
合計	28,734,823	257,388	791,045	122,546	881,522	17,413	30,804,736

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

1999年7月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	104,042	550,352	7,413	18	661,825
	開拓団体	2,861	1,093			3,954
	水産団体	94,393	67,728	46,909	97	209,126
	森林団体	23,828	20,352	633	368	45,181
	その他出資団体	576	9,238	170		9,984
	出資団体小計	225,699	648,763	55,125	484	930,071
	その他系統団体等小計	345,648	50,269	186,135	1,514	583,565
計	571,347	699,032	241,260	1,998	1,513,636	
関連産業	3,277,694	503,438	3,730,431	134,411	7,645,974	
その他	3,049,858	6,139,167	86,526	-	9,275,552	
合計	6,898,899	7,341,637	4,058,217	136,408	18,435,162	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
1999. 2	1,674,461	25,289,011	26,963,472	56,960	7,282,665
3	1,937,767	25,756,342	27,694,109	45,430	7,227,589
4	2,056,754	26,702,096	28,758,850	13,400	7,267,159
5	2,170,230	27,676,973	29,847,203	63,460	7,167,832
6	1,980,525	28,359,200	30,339,725	111,000	7,169,212
7	2,061,572	28,743,163	30,804,735	110,000	7,190,729
1998. 7	1,314,392	25,186,229	26,500,621	4,300	7,544,294

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
1999. 2	209,549	4,194,768	13,114,406	5,325,604	360,929	382,800	2,955,027
3	140,316	2,410,651	12,978,133	4,971,884	280,510	8,300	5,814,625
4	121,531	2,019,319	13,258,147	5,332,187	196,033	1,050,500	5,647,532
5	141,937	2,859,581	13,703,461	5,683,253	103,944	92,400	5,785,564
6	80,741	3,654,771	14,572,095	5,536,963	60,724	133,300	6,901,806
7	207,526	4,138,488	14,558,056	5,927,291	28,267		7,341,637
1998. 7	104,346	3,731,029	10,048,759	3,175,246	226,271		1,552,619

(注) 1. 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2. 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
 3. 預金のうち定期性は定期預金。 4. 62年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。
 5. 借入金は借入金・再割引手形。 6. 1985年5月からコールマネーは借入金から、コールローンは貸出金から分離、商品有価証券を新設。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
1999. 2	46,890,438	45,111,015	125,170	22,036	911,450
3	46,936,251	44,967,206	172,530	18,082	913,713
4	47,474,708	45,463,343	204,690	20,282	912,694
5	48,034,577	45,846,866	211,770	20,281	912,988
6	48,997,934	46,694,972	190,050	20,272	914,924
7	48,775,532	46,822,983	195,920	20,268	942,488
1998. 7	46,962,919	45,485,466	150,310	59,101	907,393

(注) 1. 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2. 出資金には回転出資金を含む。
 3. 1994年4月以降、コールローンを金融機関貸付金から分離。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
1999. 1	14,311,491	54,599,535	68,911,026	973,885	748,749
2	14,757,638	54,420,263	69,177,901	968,281	742,662
3	14,934,799	54,061,545	68,996,344	1,003,802	778,654
4	15,104,003	54,031,218	69,135,221	993,631	768,483
5	14,845,236	54,269,807	69,115,043	1,017,512	793,587
6	15,267,901	54,857,216	70,125,117	954,500	735,414
1998. 6	14,356,337	54,761,629	69,117,966	1,052,366	822,902

(注) 1. 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。 3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	食糧代金受託金・ 金 託	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
1,312,838	4,144,141	1,124,999	7,383,678	48,268,753
1,019,573	3,481,056	1,124,999	6,580,209	47,172,965
482,910	3,859,173	1,124,999	5,640,967	47,147,458
517,262	3,527,170	1,124,999	5,301,480	47,549,406
1,175,203	3,953,323	1,124,999	5,098,436	48,971,898
358,278	3,425,425	1,124,999	5,417,655	48,431,821
945,803	4,668,358	1,124,999	6,514,928	47,303,303

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	食糧代金 概算払金	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計				
7,200,882	4,376,269	152,732	14,684,910	5,495,343	169	9,825,879	48,268,753
7,030,740	4,266,313	145,742	17,257,422	4,552,312		9,545,321	47,172,965
6,944,414	4,182,371	138,436	16,912,755	4,059,354		9,529,819	47,147,458
6,931,569	4,182,539	134,188	17,033,861	3,677,671		9,936,551	47,549,406
6,908,433	4,145,829	133,183	18,089,252	3,422,115	192	8,958,708	48,971,898
6,898,899	4,058,216	136,408	18,435,161	3,167,958	228	7,896,137	48,431,821
7,312,401	4,471,191	151,859	13,488,071	7,571,088	56	12,133,683	47,303,303

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
55,922	28,763,502	27,695,520	57,000	535,864	11,862,516	6,575,227	681,886
70,098	28,776,843	27,784,350	44,000	508,908	11,927,592	6,555,167	671,872
49,324	30,091,358	29,099,719	19,000	516,906	11,290,028	6,397,660	652,871
50,803	30,728,397	29,830,548	105,000	525,314	11,244,641	6,386,235	643,071
55,977	31,790,181	30,968,757	14,000	519,511	11,358,473	6,312,472	643,071
50,441	31,401,169	30,623,120	18,000	523,903	11,509,185	6,361,384	643,070
48,618	29,196,192	28,245,606	40,500	535,063	11,416,233	6,620,650	701,485

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金	
298,999	44,374,725	43,573,438	4,612,784	1,363,420	21,643,085	527,224	1,775
293,772	44,429,018	43,644,857	4,650,242	1,404,620	21,754,175	517,777	1,756
312,157	44,407,429	43,563,436	4,475,562	1,337,049	22,026,040	520,616	1,724
321,706	44,520,256	43,803,067	4,339,586	1,211,919	21,961,956	522,240	1,601
327,983	44,617,433	43,909,998	4,270,273	1,185,607	21,842,173	529,616	1,595
327,650	45,515,555	44,878,444	4,395,820	1,335,072	21,822,263	529,503	1,588
314,422	44,826,005	44,087,448	4,434,002	1,213,689	21,449,695	564,262	1,829

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
1999. 4	2,248,711	1,849,577	52,256	49,013	5,598	1,271,345	1,239,843	211,906	855,054	
5	2,280,096	1,881,703	51,960	49,013	6,741	1,298,236	1,264,244	214,579	854,294	
6	2,303,379	1,899,917	53,820	49,060	7,385	1,318,056	1,278,255	217,185	854,381	
7	2,300,815	1,893,494	53,917	49,355	6,868	1,311,850	1,271,582	219,105	857,918	
1998. 7	2,216,807	1,874,047	51,330	41,927	5,598	1,238,304	1,207,718	214,377	834,280	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金	
1999. 2	1,492,543	1,087,680	506,242	390,695	167,933	7,422	1,307,811	1,222,385	24,852	615,503	30,513	986
3	1,574,333	1,084,487	521,245	402,411	167,598	9,715	1,389,950	1,293,142	25,180	618,802	29,758	972
4	1,467,681	1,063,832	494,038	377,842	166,877	7,108	1,286,017	1,200,922	25,459	603,499	29,659	954
5	1,457,124	1,060,473	499,054	378,511	166,561	7,972	1,275,594	1,198,718	25,381	602,264	30,270	950
1998. 5	1,614,158	1,190,134	547,688	421,102	178,182	7,687	1,408,888	1,311,220	24,884	662,426	36,322	1,110

(注) 1. 水加工協を含む。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都 市 銀 行	地 方 銀 行	第 二 地 方 銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	郵 便 局	
残高	1996. 3	675,725	483,934	2,198,667	1,677,646	613,725	962,234	227,309	2,134,375	
	1997. 3	676,963	472,553	2,144,063	1,687,316	612,651	977,319	221,668	2,248,872	
	1998. 3	684,388	468,215	2,140,824	1,690,728	606,607	984,364	213,530	2,405,460	
	1998. 7	687,545	469,629	2,127,704	1,691,926	599,801	992,429	209,351	2,464,488	
	8	687,232	471,355	2,145,647	1,691,600	597,062	993,545	208,661	2,476,914	
	9	683,450	468,524	2,135,596	1,692,369	603,556	992,637	207,762	2,477,328	
	10	687,068	469,290	2,144,138	1,678,048	596,156	997,417	206,463	2,487,631	
	11	686,103	467,496	2,119,207	1,696,329	625,700	1,000,410	205,259	2,485,860	
	12	699,501	474,496	2,122,732	1,719,473	639,854	1,023,629	207,387	2,519,312	
	1999. 1	689,110	466,547	2,093,843	1,687,865	627,639	1,008,752	204,889	2,522,254	
	2	691,779	468,904	2,106,972	1,699,982	633,155	1,011,601	204,311	2,531,105	
	3	689,963	469,363	2,082,600	1,715,548	631,398	1,005,730	202,043	P 2,525,489	
	4	691,352	474,747	2,145,762	1,727,364	632,297	1,014,540	P 202,412	P 2,538,710	
5	691,150	480,346	2,194,880	1,737,395	628,105	1,016,291	P 200,538	P 2,540,023		
6	701,251	489,979	(P 2,080,510)	(P 1,754,994)	P 623,790	P 1,025,628	P 200,431	P 2,559,879		
7	P 698,692	487,755	(P 2,092,875)	(P 1,734,913)	P 618,402	P 1,026,733	P 199,522	P 2,563,308		
前年同月比増減率	1996. 3	0.1	2.6	1.0	0.5	0.2	2.2	6.6	8.0	
	1997. 3	0.2	2.4	2.5	0.6	0.2	1.6	2.5	5.4	
	1998. 3	1.1	0.9	0.2	0.2	1.0	0.7	3.7	7.0	
	1998. 7	1.1	0.5	3.0	0.3	1.0	0.8	3.8	6.9	
	8	1.0	0.7	1.1	0.0	1.5	0.3	4.3	6.8	
	9	0.9	0.8	0.3	0.2	1.6	0.5	4.8	6.9	
	10	0.8	1.0	2.6	0.8	0.6	1.5	4.5	6.9	
	11	0.5	1.2	1.1	0.4	3.8	1.1	5.1	6.5	
	12	0.5	1.2	2.8	0.4	4.7	1.7	4.9	6.0	
	1999. 1	0.6	1.0	4.4	1.1	5.6	2.3	4.7	5.6	
	2	0.7	0.4	3.4	1.5	6.3	2.3	4.9	5.4	
	3	0.8	0.2	2.7	1.5	4.1	2.2	5.4	P 5.0	
	4	0.9	1.5	0.5	2.4	5.7	2.7	P 4.8	P 4.7	
5	1.1	2.9	3.8	2.2	4.4	2.5	P 5.5	P 4.5		
6	1.5	3.6	(P 3.1)	(P 1.9)	P 3.3	P 2.9	P 5.2	P 4.3		
7	P 1.6	3.9	(P 1.6)	(P 2.5)	P 3.1	P 3.5	P 4.7	P 4.0		
発表機関	農 林 中 金 推 進 部			全 銀 協 調 査 部	地 銀 協 企 画 調 査 部	第 二 地 銀 協 統 計 課	全 信 連 総 合 研 究 所	全 信 組 中 央 協 会	郵 政 省 貯 金 局	

(注) 1. 農協, 信農連以外は日銀「経済統計月報」による。
 2. 全銀および信金には, オフショア勘定を含む。
 3. 都銀及び地銀残高の速報値(P)は, オフショア勘定を含まない。そのため、前年比増減率(P)は、オフショア勘定を含むもの(前年)と含まないもの(速報値)の比較となっている。
 4. 都市銀行及び第2地方銀行の1998年11月分計数以降は、北海道拓殖銀行が中央信託銀行と北洋銀行に営業譲渡したことから数字は不連続となる。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局		
残	1996. 3	189,829	92,114	2,166,716	1,353,825	531,461	698,982	186,643	11,213		
	1997. 3	199,493	59,545	2,140,890	1,359,955	532,803	702,014	172,721	10,756		
	1998. 3	208,280	61,897	2,123,038	1,380,268	525,217	704,080	168,221	10,010		
	高	1998. 7	209,651	60,933	2,199,532	1,349,231	515,139	696,552	160,408	P	9,560
		8	210,583	61,590	2,209,304	1,349,768	514,396	695,972	160,155	P	9,673
		9	211,219	63,503	2,157,378	1,363,186	518,240	700,069	160,461	P	9,993
		10	210,831	61,426	2,202,532	1,368,802	514,041	706,006	160,277	P	10,120
		11	211,467	60,893	2,164,631	1,365,494	530,354	710,431	160,431	P	10,425
		12	211,742	60,887	2,201,454	1,401,909	542,588	728,456	161,465	P	9,232
		1999. 1	210,690	60,512	2,203,116	1,390,576	537,647	722,203	159,283	P	9,248
	2	211,895	60,501	2,198,877	1,390,490	536,854	721,003	157,998	P	9,280	
	3	214,613	60,420	2,093,507	1,382,200	527,146	712,060	154,204	P	9,786	
4	213,961	59,016	2,108,783	1,364,612	520,399	706,635	P 153,131	P	9,770		
5	212,687	58,908	2,103,890	1,338,351	514,968	701,470	P 149,632	P	10,050		
6	212,491	58,164	P 2,122,519	P 1,333,148	P 513,850	P 700,720	P 148,302	P	9,606		
7	P 213,308	58,653	P 2,133,664	P 1,341,956	P 516,560	P 705,854	P 148,423	P	9,383		
前 年 同 月 比 増 減 率	1995. 3	2.8	2.4	1.7	1.6	2.6	2.7	2.4	6.4		
	1996. 3	4.9	2.9	0.8	3.4	0.9	2.9	2.1	3.6		
	1997. 3	5.1	35.4	1.2	0.5	0.3	0.4	7.5	4.1		
	1998. 7	8	4.1	5.9	3.2	0.5	2.0	0.0	5.7	P	5.1
		9	4.0	7.4	3.2	0.3	2.6	0.8	6.0	P	4.7
		10	3.8	6.2	2.0	0.5	2.4	0.2	6.0	P	6.3
		11	3.8	5.6	4.2	1.0	2.4	0.9	5.7	P	5.9
		12	3.5	6.2	0.3	0.0	0.0	0.9	5.6	P	5.6
		1999. 1	3.4	6.1	0.1	0.3	1.1	2.0	5.4	P	3.5
		2	3.3	3.1	0.1	0.3	1.9	2.1	6.0	P	3.4
	3	3.2	0.3	0.2	0.2	2.0	2.1	6.6	P	4.0	
	4	3.0	2.4	1.4	0.1	0.4	1.1	8.3	P	2.2	
5	2.7	3.0	2.3	0.1	0.6	1.3	P 7.2	P	2.4		
6	2.2	3.5	3.1	0.9	0.3	0.5	P 7.3	P	2.1		
7	P 1.7	4.0	P 3.0	P 0.8	P 0.0	P 0.9	P 7.7	P	2.2		
7	P 1.7	3.7	P 3.0	P 0.5	P 0.3	P 1.3	P 7.5	P	1.9		
発表機関	農 林 中 金 推 進 部			全 銀 協 調 査 部	地 銀 協 企 画 調 査 部	第 二 地 銀 協 統 計 課	全 信 連 総 合 研 究 所	全 信 組 中 央 協 会	郵 政 省 金 局		

- (注) 1. 表9(注)1, 2, 3に同じ。郵便局は、「郵政行政統計年報」による。
 2. 貸出金には金融機関貸付金, コールローンを含まない。ただし, 信農連の貸出は住専会社貸付金を含む。また, 都市銀行の速報値は金融機関貸付金を含む。
 3. 都市銀行及び第2地方銀行の1998年11月分計数以降は, 北海道拓殖銀行が中央信託銀行と北洋銀行に営業譲渡したことから数字は不連続となる。